

参議院におけるODAに関する論議

第164回国会における参議院でのODAに関する論議については、主に次のようなものがあつた。なお、本論議の作成にあたっては、参議院ホームページ上の「委員会・調査会質疑項目」(http://www.sangiin.go.jp/japanese/frameset/fset_b05_01.htm)等を基にしている。このため、詳細な論議については、該当する委員会等の会議録を参照されたい。

本会議（第2回）（平成18年1月24日）

- ・我が国ODA案件に対する相手国国民の理解
- ・戦略的かつ効率的なODA実施の必要性
- ・ODA一元化議論と参議院の取組み

内閣委員会（第3回）（平成18年3月16日）

- ・ODA実施に際してのNGOの役割及び政府のNGO支援の在り方

外交防衛委員会（第5回）（平成18年3月28日）

- ・災害支援に係る緊急無償援助のあり方と災害復興に対する現地住民の自助努力
- ・スマトラ沖大地震被害に係る緊急無償援助の実施をめぐる問題
- ・対中ODAの在り方

外交防衛委員会（第6回）（平成18年3月30日）

- ・平和構築におけるODAの活用

外交防衛委員会（第10回）（平成18年4月13日）

- ・スマトラ沖大地震被害に係るインドネシア緊急無償援助に関する日本国際協力システム（JICS）の対応

外交防衛委員会（第11回）（平成18年4月18日）

- ・対中無償援助のあり方

外交防衛委員会（第15回）（平成18年5月9日）

- ・環境分野におけるODAのあり方とベトナム、バングラデシュ、インドに対する環境分野におけるODAの促進
- ・スマトラ沖大地震被害に係るインドネシア緊急無償援助に関する日本国際協力システム（JICS）の対応と援助物資調達のあり方

外交防衛委員会（第19回）（平成18年5月23日）

- ・スマトラ沖大地震被害に係るインドネシア緊急無償援助に関する日本国際協力システム（JICS）の対応と援助物資調達のあり方

外交防衛委員会（第20回）（平成18年5月30日）

- ・第4回太平洋・島サミットにおいてわが国の表明した太平洋島嶼国へのODAの概要

外交防衛委員会（第23回）（平成18年6月13日）

- ・スマトラ沖大地震被害に係る対インドネシア緊急無償援助に関する日本国際協力システム（JICS）による入札をめぐる問題
- ・インドネシアに対する巡視艇供与に係る援助と武器輸出禁止3原則との関係

環境委員会（第13回）（平成18年5月18日）

- ・CDM（クリーン開発メカニズム）事業へのODAの流用防止のためのガイドライン策定の必要性

環境委員会（第14回）（平成18年5月23日）

- ・2013年以降の枠組みにおける途上国の役割並びにCDMへのODAの活用方針

予算委員会（第6回）（平成18年3月7日）

- ・ODAの戦略的活用

予算委員会（第7回）（平成18年3月8日）

- ・ODAの在り方と今後の方向性
- ・ODAにおける随意契約の問題

予算委員会（第10回）（平成18年3月13日）

- ・ODA改革の評価と現実的・戦略的な外交の在り方

決算委員会（第4回）（平成18年3月3日）

- ・国家戦略会議の設置及びODA基本法の制定

決算委員会（第5回）（平成18年4月5日）

- ・ベトナムの汚職事件における我が国ODAの関わり
- ・今後の対中ODAの在り方

決算委員会（第11回）（平成18年5月29日）

- ・ ODA及び国連分担金、国連PKO分担金の現状と今後の取組方針
- ・ ジャワ島大地震に対する我が国の支援策

行政監視委員会（第3回）（平成18年4月10日）

- ・ 会計検査院によるODA検査の充実強化

政府開発援助等に関する特別委員会（第2回）（平成18年3月8日）

- ・ 「国民に愛されるODA」等ODAに対する国民の理解増進
- ・ 「海外経済協力会議（仮称）」設置の意図とその事務体制
- ・ ODA資金の流れの透明性向上
- ・ ODA資金の調達スキームと円借款
- ・ 国際協力銀行（JBIC）円借款部門の分離に係る立法化の留意点
- ・ 海外経済協力に関する検討会における「国益」をめぐる論議
- ・ 海外経済協力に関する検討会における「国益」と「利他」についての論議
- ・ 海外経済協力に関する検討会報告の意図
- ・ 我が国ODAの経緯・評価と課題
- ・ 「海外経済協力会議（仮称）」の設置と外務省の対応
- ・ 無償資金協力案件等の案件形成過程における実施機関の役割強化
- ・ 海外経済協力に関する検討会報告の実施と外務省国際協力局（仮称）の新設構想
- ・ 現地ODAタスクフォースの機能強化と援助専門家、NGO関係者の参画
- ・ ODA関係者の人事交流等政府全体のODAコミュニティの形成
- ・ 新ODA実施機関についての法制化と外交の一元化
- ・ NGOの活動促進に対する支援強化
- ・ 被援助国政府における政策形成への参画
- ・ 個別案件による「点の援助」から一般財政支援等「面の援助」へのODAの展開
- ・ ODAにおける平和構築への貢献
- ・ ODAについての政策研究の必要性
- ・ 2003年12月イラン南東部地震に対する緊急無償援助の実施の遅れと責任の所在
- ・ 鳥インフルエンザ対策の研究拠点形成に際しての我が国ODA拠出研究機関への配慮
- ・ ODAの基本理念、憲法上の根拠
- ・ ODA実施機関の「一体化」の制度設計等海外経済協力に関する検討会報告の実施に向けた取組
- ・ JBICの「ブランド力」を維持すべきとの考えに対する政府の見解

政府開発援助等に関する特別委員会（第3回）（平成18年3月23日）

- ・ 内閣の「海外経済協力会議」、外務省の「国際協力企画立案本部」、「ODA総合戦略会議」の位置付けと役割
- ・ 13府省庁の関与する技術協力の実施体制の一元化
- ・ 第三者機関による客観的なODA評価の確保
- ・ 対中ODAの在り方と対中国国別援助計画の更新の見通し
- ・ スマトラ沖大地震被害に係る対インドネシア緊急無償援助と国会決議との関係
- ・ 地震災害を受けたインドネシアに対し円借款金利を引き上げることの妥当性
- ・ スマトラ沖大地震被害に係る対インドネシア緊急無償援助に関する現地大使館の対応
- ・ 緊急無償援助等の実施に係る日本側援助実施機関の整合性
- ・ 緊急無償援助における外務省、援助専門家、NGOの連携
- ・ 無償資金協力の実施体制の制度設計
- ・ 青年海外協力隊経験者の進路支援等国際協力専門家のキャリア育成支援
- ・ 国際機関を通じた援助の使途のチェック
- ・ NGOによる人材育成プロジェクト等に対する草の根・人間の安全保障無償資金協力の供与の可能性
- ・ 対アフリカ無償援助の在り方とODA予算
- ・ ODA増額に係る小泉総理の対外発言とODA予算
- ・ ODA大綱におけるアジア中心のODA供与の方針と近年の供与実績

政府開発援助等に関する特別委員会（第4回）（平成18年4月12日）

- ・ 国際協力機構（JICA）の現場主義
- ・ 国家戦略とODAの戦略的活用
- ・ ODA現地タスクフォースの充実
- ・ 我が国ODA案件に対する相手国国民の理解
- ・ 現地大使館のODAに対する取組
- ・ 青年海外協力隊員に対する医療支援、キャリア形成支援
- ・ ODAの理念と国家戦略
- ・ ODA調査と調査案件選定の在り方
- ・ マンパワーによる支援
- ・ 援助のコストパフォーマンス
- ・ ODAに対する国会の関与

政府開発援助等に関する特別委員会（第6回）（平成18年5月31日）

- ・ ODA事業量5年間100億ドル増額の意図表明とODA関係予算

- ・ O D A 事業量 5 年間 100 億ドル増額と債務救済
- ・ O D A の地理的配分と円借款の比率
- ・ 世界開発センターによる開発貢献度指数に対する政府の認識
- ・ O D A に係る内閣府世論調査に対する政府の認識
- ・ ベトナム政府高官による汚職事件とわが国 O D A
- ・ インドネシア・ジャワ島中部地震災害に対する支援
- ・ スマトラ沖地震被害に係るインドネシア緊急無償援助に関する現地大使館、日本国際協力システム（J I C S）の対応
- ・ O D A 案件に対する会計検査院の調査
- ・ 平成 17 年度対中円借款と対中 O D A の取組方針
- ・ 海外経済協力会議の在り方
- ・ 対アフリカ O D A 3 年間倍増の意図表明と O D A 関係予算
- ・ 東アジア共同体構想に対する麻生外相、安倍内閣官房長官の見解
- ・ フィリピン・アグノ州灌漑事業案件に係る住民団体の要請に対する J B I C の対応
- ・ O D A 事業による環境負荷の軽減
- ・ 太平洋島嶼国に対する O D A
- ・ 海外経済協力会議と O D A 改革
- ・ 「顔の見える O D A」についての麻生外相の見解
- ・ O D A に対する国会の関与

国際問題に関する調査会（第 4 回）（平成 18 年 3 月 1 日）

- ・ 対中 O D A の今後の在り方

政府開発援助大綱（平成 15 年 8 月 29 日 閣議決定）

I. 理念 — 目的、方針、重点

1. 目的

我が国ODAの目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。

これまで我が国は、アジアにおいて最初の先進国となった経験をいかし、ODAにより経済社会基盤整備や人材育成、制度構築への支援を積極的に行ってきた。その結果、東アジア諸国をはじめとする開発途上国の経済社会の発展に大きく貢献してきた。

一方、冷戦後、グローバル化の進展する中で、現在の国際社会は、貧富の格差、民族的・宗教的対立、紛争、テロ、自由・人権及び民主主義の抑圧、環境問題、感染症、男女の格差など、数多くの問題が絡み合い、新たな様相を呈している。

特に、極度の貧困、飢餓、難民、災害などの人道的問題、環境や水などの地球的規模の問題は、国際社会全体の持続可能な開発を実現する上で重要な課題である。これらの問題は、国境を超えて個々の人間にとっても大きな脅威となっている。

また、最近、多発する紛争やテロは深刻の度を高めており、これらを予防し、平和を構築するとともに、民主化や人権の保障を促進し、個々の人間の尊厳を守ることは、国際社会の安定と発展にとっても益々重要な課題となっている。

我が国は、世界の主要国の一つとして、ODAを積極的に活用し、これらの問題に率先して取り組む決意である。こうした取組は、ひいては各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化など、我が国自身にも様々な形で利益をもたらすものである。

さらに、相互依存関係が深まる中で、国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の安定と発展に積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。特に我が国と密接な関係を有するアジア諸国との経済的な連携、様々な交流の活発化を図ることは不可欠である。

平和を希求する我が国にとって、ODAを通じてこれらの取組を積極的に展開し、我が国の姿勢を内外に示していくことは、国際社会の共感を得られる最もふさわしい政策であり、ODAは今後とも大きな役割を担っていくべきである。

2. 基本方針

このような目的を達成するため、我が国は以下の基本方針の下、ODAを一層戦略的に実施する。

(1) 開発途上国の自助努力支援

良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性(オーナーシップ)を尊重し、その開発戦略を重視する。

その際、平和、民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取組を積極的に行っている開発途上国に対しては、これを重点的に支援する。

(2) 「人間の安全保障」の視点

紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためには、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点で考えることが重要である。このため、我が国は、人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けたODAを実施する。また、紛争時より復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳ある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力をを行う。

(3) 公平性の確保

ODA政策の立案及び実施に当たっては、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODAの実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る。

特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

(4) 我が国の経験と知見の活用

開発途上国の政策や援助需要を踏まえつつ、我が国の経済社会発展や経済協力の経験を途上国の開発に役立てるとともに、我が国が有する優れた技術、知見、人材及び制度を活用する。

さらに、ODAの実施に当たっては、我が国の経済・社会との関連に配慮しつつ、我が国の重要な政策との連携を図り、政策全般の整合性を確保する。

(5) 国際社会における協調と連携

国際社会においては、国際機関が中心となって開発目標や開発戦略の共有化が進み、様々な主体が協調して援助を行う動きが進んでいる。我が国もこのような動きに参加して主導的な役割を果たすよう努める。同時に、国連諸機関、国際開発金融機関、他の援助国、NGO、民間企業などとの連携を進める。特に、専門的知見や

政治的中立性を有する国際機関と我が国のODAとの連携を強化するとともに、これらの国際機関の運営にも我が国の政策を適切に反映させていくよう努める。

さらに、我が国は、アジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して南南協力を積極的に推進する。また、地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する。

3. 重点課題

以上の目的及び基本方針に基づき、我が国は以下の課題に重点的に取り組む。

(1) 貧困削減

貧困削減は、国際社会が共有する重要な開発目標であり、また、国際社会におけるテロなどの不安定要因を取り除くためにも必要である。そのため、教育や保健医療・福祉、水と衛生、農業などの分野における協力を重視し、開発途上国の人間開発、社会開発を支援する。同時に、貧困削減を達成するためには、開発途上国の経済が持続的に成長し、雇用が増加するとともに生活の質も改善されることが不可欠であり、そのための協力も重視する。

(2) 持続的成長

開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援するため、経済活動上重要となる経済社会基盤の整備とともに、政策立案、制度整備や人づくりへの協力も重視する。このような協力には、知的財産権の適切な保護や標準化を含む貿易・投資分野の協力、情報通信技術（ICT）の分野における協力、留学生の受入れ、研究協力なども含まれる。

また、我が国のODAと途上国の開発に大きな影響を有する貿易や投資が有機的連関を保ちつつ実施され、総体として開発途上国の発展を促進するよう努める。このため、我が国のODAと貿易保険や輸出入金融などODA以外の資金の流れとの連携の強化にも努めるとともに、民間の活力や資金を十分活用しつつ、民間経済協力の推進を図る。

(3) 地球的規模の問題への取組

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国際社会が直ちに協調して対応を強化しなければならない問題であり、我が国もODAを通じてこれらの問題に取り組むとともに、国際的な規範づくりに積極的な役割を果たす。

(4) 平和の構築

開発途上地域における紛争を防止するためには、紛争の様々な要因に包括的に対処することが重要であり、そのような取組の一環として、上記のような貧困削減や格差の是正のためのODAを実施する。さらに、予防や紛争下の緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進するための支援から、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援まで、状況の推移に即して平和構築のために二国間及び多国間援助を継ぎ目なく機動的に行う。

具体的には、ODAを活用し、例えば和平プロセス促進のための支援、難民支援や基礎生活基盤の復旧などの人道・復旧支援、元兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰（DDR）や地雷除去を含む武器の回収及び廃棄などの国内の安定と治安の確保のための支援、さらに経済社会開発に加え、政府の行政能力向上も含めた復興支援を行う。

4. 重点地域

上記の目的に照らせば、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアは重点地域である。ただし、アジア諸国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化に十分留意しつつ、戦略的に分野や対象などの重点化を図る。特に、ASEANなどの東アジア地域については、近年、経済的相互依存関係が拡大・深化する中、経済成長を維持しつつ統合を強化することにより地域的競争力を高める努力を行っている。我が国としては、こうした東アジア地域との経済連携の強化などを十分に考慮し、ODAを活用して、同地域との関係強化や域内格差の是正に努める。

また、南アジア地域における大きな貧困人口の存在に十分配慮するとともに、中央アジア地域については、コーカサス地域も視野に入れつつ、民主化や市場経済化への取組を支援する。

その他の地域についても、この大綱の目的、基本方針及び重点課題を踏まえて、各地域の援助需要、発展状況に留意しつつ、重点化を図る。

具体的には、アフリカは、多くの後発開発途上国が存在し、紛争や深刻な開発課題を抱える中で、自助努力に向けた取組を強化しており、このために必要な支援を行う。

中東は、エネルギー供給の観点や国際社会の平和と安定の観点から重要な地域であるが、中東和平問題をはじめ不安定要因を抱えており、社会的安定と平和の定着に向けた支援を行う。

中南米は、比較的開発の進んだ国がある一方、脆弱な島嶼国を抱え、域内及び国内の格差が生じていることに配慮しつつ、必要な協力を行う。

大洋州は、脆弱な島嶼国が多いことを踏まえて協力を行う。

II．援助実施の原則

上記の理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則（特に、主権、平等及び内政不干涉）及び以下の諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断の上、ODAを実施するものとする。

- (1) 環境と開発を両立させる。
- (2) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。
- (3) テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。
- (4) 開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。

III．援助政策の立案及び実施

1．援助政策の立案及び実施体制

(1) 一貫性のある援助政策の立案

この大綱の下に、政府全体として一体性と一貫性をもってODAを効率的・効果的に実施するため、基本方針で述べたような国際社会における協調と連携も視野に入れつつ、中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る。特に国別援助計画については、主要な被援助国について作成し、我が国の援助政策を踏まえ、被援助国にとって真に必要な援助需要を反映した、重点が明確なものとする。

これらの中期政策や国別援助計画に従い、有償・無償の資金協力及び技術協力の各援助手法については、その特性を最大限生かし、ソフト、ハード両面のバランスに留意しつつ、これらの有機的な連携を図るとともに、適切な見直しに努める。

(2) 関係府省間の連携

政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施するため、対外経済協力関係閣僚会議の下で、外務省を調整の中核として関係府省の知見を活用しつつ関係府省間の人事交流を含む幅広い連携を強化する。そのために政府開発援助関係省庁連絡協議会などの協議の場を積極的に活用する。

(3) 政府と実施機関の連携

政府と実施機関(国際協力機構、国際協力銀行)の役割、責任分担を明確にしつつ、政策と実施の有機的な連携を確保すべく、人事交流を含む両者の連携を強化する。また、実施機関相互の連携を強化する。

(4) 政策協議の強化

ODA政策の立案及び実施に当たっては、開発途上国から要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。同時に、対話を通じて我が国の援助方針を開発途上国に示し、途上国の開発戦略の中で我が国の援助が十分いかされるよう、途上国の開発政策と我が国の援助政策の調整を図る。また、開発途上国の案件の形成、実施の面も含めて政策及び制度の改善のための努力を支援するとともに、そのような努力が十分であるかどうかを我が国の支援に当たって考慮する。

(5) 政策の決定過程・実施における現地機能の強化

援助政策の決定過程・実施において在外公館及び実施機関現地事務所などが一体となって主導的な役割を果たすよう、その機能を強化する。特に、外部人材の活用を含め体制を強化するための枠組みの整備に努める。また、現地を中心として、開発途上国の開発政策や援助需要を総合的かつ的確に把握するよう努める。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会状況などを十分把握する。

(6) 内外の援助関係者との連携

国内のNGO、大学、地方公共団体、経済団体、労働団体などの関係者がODAに参加し、その技術や知見をいかすことができるよう連携を強化する。また、開発途上国をはじめとして、海外における同様の関係者とも連携を図る。さらに、ODAの実施に当たっては我が国の民間企業の持つ技術や知見を適切に活用していく。

2. 国民参加の拡大

(1) 国民各層の広範な参加

国民各層による援助活動への参加や開発途上国との交流を促進するため、十分な情報を提供するとともに、国民からの意見に耳を傾け、開発事業に関する提案の募集やボランティア活動への協力などを行う。

(2) 人材育成と開発研究

専門性をもった人材を育成するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大に努める。同時に、海外での豊かな経験や優れた知識を有する者などの質の高い人材を幅広く求めてODAに活用する。

また、開発途上国に関する地域研究、開発政策研究を活発化し、我が国の開発に関する知的資産の蓄積を図る。

(3) 開発教育

開発教育は、ODAを含む国際協力への理解を促進するとともに、将来の国際協力の担い手を確保するためにも重要である。このような観点から、学校教育などの場を通じて、開発途上国が抱える問題、開発途上国と我が国の関わり、開発援助が果たすべき役割など、開発問題に関する教育の普及を図り、その際に必要とされる教材の提供や指導者の育成などを行う。

(4) 情報公開と広報

ODAの政策、実施、評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要である。このため、様々な手段を活用して、分かり易い形で情報提供を行うとともに、国民が我が国のODA案件に接する機会を作る。

また、開発途上国、他の援助国など広く国際社会に対して我が国のODAに関する情報発信を強化する。

3. 効果的実施のために必要な事項

(1) 評価の充実

事前から中間、事後と一貫した評価及び政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施する。また、ODAの成果を測定・分析し、客観的に判断すべく、専門的知識を有する第三者による評価を充実させるとともに政府自身による政策評価を実施する。さらに、評価結果をその後のODA政策の立案及び効率的・効果的な実施に反映させる。

(2) 適正な手続きの確保

ODAの実施に当たっては、環境や社会面への影響に十分配慮する手続きをとるとともに、質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努める。同時に、これらを確保しつつ、手続きの簡素化や迅速化を図る。

(3) 不正、腐敗の防止

案件の選定及び実施プロセスの透明性を確保し、不正、腐敗及び目的外使用を防止するための適切な措置をとる。また、外部監査の導入など監査の充実を通じて適正な執行の確保に努める。

(4) 援助関係者の安全確保

援助関係者の生命及び身体の安全の確保は、ODA実施の前提条件であり、安全関連情報を十分に把握し、適切な対応に努める。

IV . ODA大綱の実施状況に関する報告

ODA大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「政府開発援助（ODA）白書」において明らかにする。

政府開発援助に関する中期政策（平成 17 年 2 月 4 日）

1. 中期政策の位置付け

(1) 平成 15 年 8 月に閣議決定により改定された政府開発援助大綱（以下、ODA 大綱）は、「この大綱の下に、ODA 中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとった ODA 政策の立案及び実施を図る」こととしている。また、旧 ODA 中期政策は、旧 ODA 大綱の下で平成 11 年 8 月に策定されたものであり、策定後 5 年が経過している。これらを踏まえ、今般、ODA 中期政策を抜本的に見直し、ここに新たな中期政策（以下、新 ODA 中期政策）を策定する。

(2) ミレニアム開発目標（MDGs）、地球的規模の問題を始めとする開発課題への取組を進めるとともに、多発する紛争やテロを予防し、平和を構築することは、国際社会が直ちに協調して対応を強化すべき問題である。また、我が国と密接な関係を有する開発途上国との経済連携の推進等を通じ、これら諸国の持続的成長を図ることは重要な課題である。このような国際社会の直面する喫緊の課題への取組において、我が国としては、ODA 大綱が ODA の目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」と位置付けていることを踏まえ、戦略的かつ効率的な ODA の活用を通じて、我が国の地位にふさわしい役割を果たす考えである。

このような考え方にに基づき、新 ODA 中期政策では、ODA 大綱のうち、考え方や取組等を内外に対してより具体的に示すべき事項を中心としたものとし、ODA 大綱の基本方針の一つである「人間の安全保障の視点」、重点課題である「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」、そして「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策」を取り上げ、我が国の考え方やアプローチ、具体的取組について記述し、大綱にのっとり ODA を一層戦略的に実施するための方途を示す。

(3) 国別援助計画の策定に当たっては、ODA 大綱に加え、大綱の内容を更に具体化した新 ODA 中期政策を併せて踏まえることとする。なお、新 ODA 中期政策における記載の有無は、ODA 大綱に盛り込まれている事項自体の重要性や必要性等を変更するものではない。新 ODA 中期政策は向こう 3～5 年を念頭に置き、国内外の情勢を踏まえつつ、それ以前にも必要に応じ、実施状況を評価した上で改定することとする。

(4) ODA に対する国民の理解と支持を得るためにも、我が国 ODA に関し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報し、援助活動への国民参加を促進することとする。また、評価を充実し、効果的な援助の実施に努めていく。

2. 「人間の安全保障」の視点について

(1) 「人間の安全保障」の考え方

(イ) 近年、グローバル化の深化により、国際社会はこれまでにない緊密な相互依存関係を持つようになった。しかし、同時に、テロや環境破壊、HIV/エイズ等の感染症、国際組織犯罪といった国境を越えた脅威、突然の経済危機や内戦などによる人道上の危機が増大している。これらに対応していくにはグローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点を導入する必要がある。

(ロ) 「人間の安全保障」は、一人一人の人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方である。具体的には、紛争、テロ、犯罪、人権侵害、難民の発生、感染症の蔓延、環境破壊、経済危機、災害といった「恐怖」や、貧困、飢餓、教育・保健医療サービスの欠如などの「欠乏」といった脅威から個人を保護し、また、脅威に対処するために人々が自らのために選択・行動する能力を強化することである。

(ハ) 我が国としては、人々や地域社会、国が直面する脆弱性を軽減するため、「人間の安全保障」の視点を踏まえながら、「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」という4つの重点課題への取組を行うこととする。

(2) 「人間の安全保障」の実現に向けた援助のアプローチ

「人間の安全保障」は開発援助全体にわたって踏まえるべき視点であり、以下のようなアプローチが重要である。

(イ) 人々を中心に据え、人々に確実に届く援助

支援の対象となっている地域の住民のニーズを的確に把握し、ODAの政策立案、案件形成、案件実施、モニタリング・評価に至る過程でできる限り住民を含む関係者との対話を行うことにより、人々に確実に届く援助を目指す。そのために様々な援助関係者や他の援助国、NGO等と連携と調整を図る。

(ロ) 地域社会を強化する援助

政府が十分に機能していない場合には、政府の行政能力の向上を図るとともに、政府に対する支援だけでは、援助が人々に直接届かないおそれがあることから、地域社会に対する支援や住民参加型の支援を組み合わせる。また、地域社会の絆を強め、ガバナンス改善を通じて地域社会の機能を強化することにより、「欠乏」や「恐怖」から地域社会の人々を保護する能力を高める。

(ハ) 人々の能力強化を重視する援助

人々を援助の対象としてのみならず、自らの社会の「開発の担い手」ととらえ、自立に向けての能力強化を重視する。具体的には、人々を保護し、保健、教育など必要な社会サービスを提供するだけでなく、職業訓練等を通じて生計能力の向上を図り、さらに、人々の能力の発揮に資する制度、政策を整備して、人々の「自立」を支援する。

(二) 脅威にさらされている人々への裨益を重視する援助

「人間の安全保障」の視点を踏まえた援助では、貧困を始めとする「欠乏からの自由」と紛争のような「恐怖からの自由」の双方を視野に入れ、人々が直面している脅威に対して、可能な限り包括的に対処していく必要がある。

また、その際、生命、生活及び尊厳が危機にさらされている人々、あるいはその可能性の高い人々がどこに分布し、何を必要としているのかを把握した上で重点的に援助を実施する。

(ホ) 文化の多様性を尊重する援助

人々が文化的背景のために差別されることなく、文化の多様性が尊重される社会の形成を支援する。また、文化の名の下に個人の人権や尊厳が脅かされないように配慮する。

(ヘ) 様々な専門的知識を活用した分野横断的な援助

貧困や紛争が発生する国々では、人々が直面する問題の構造は極めて複雑である。これらの問題に対処するためには、問題の原因や構造を分析し、必要に応じて様々な分野の専門的知見を活用して、分野横断的な支援を実施する。

(注) 「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例を、本文末の附属に示した。なお、「人間の安全保障」の視点を踏まえた案件は、これらに限られるものではなく、今後ともその反映に努力していく。

3. 重点課題について

重点課題に取り組むに当たっては、ODA大綱の基本方針である開発途上国の自助努力(オーナーシップ)支援、「人間の安全保障」の視点、ジェンダーの視点や社会的弱者への配慮を含めた公平性の確保、政策全般の整合性の確保を含めた我が国の経験と知見の活用、南南協力の推進を含めた国際社会における協調と連携を踏まえる。

(1) 貧困削減

(イ) 貧困削減の考え方

(a) 開発途上地域では、いまだに約11億人が1日1ドル未満の貧しい生活を余儀なくされている。このような状況に対処するため、2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットを経て、貧困削減、ジェンダー格差、保健、教育、HIV/AIDSを含む感染症の拡大防止、環境等について2015年までに達成すべき目標を盛り込んだミレニアム開発目標(MDGs)が設定された。MDGsはより良い世界を築くために国際社会が一体となって取り組むべき目標であり、我が国としては、その達成に向けて、効果的なODAの活用等を通じて積極的に貢献する。

(b) 貧困は、単に所得や支出水準が低いといった経済的な側面に加え、教育や保健などの基礎社会サービスを受けられないことや、ジェンダー格差、意思決定過程への参加機会がないことといった、社会的、政治的な側面も有する。MDGsは、多くが教育・保健といった社会セクターに関する目標である。同時に、東アジアにおける開発の経験が示すとおり、持続的な経済成長は貧困削減のための必要条件である。したがって、経済・社会の両側面から包括的に貧困削減の達成を目指すことが必要である。

(c) それぞれの国の貧困を形成する要因は、その国の経済構造、政治、文化、社会、歴史、地理等の諸要因が複雑に絡み合ったものであり、各国の個別状況を十分踏まえて支援することが必要である。この観点から、開発途上国自身が策定する貧困削減戦略に貢献するとともに、その貧困削減戦略と整合性の取れた支援を行う。

(ロ) 貧困削減のためのアプローチ及び具体的取組

(a) 発展段階に応じた分野横断的な支援

貧困は様々な要因を背景とし、また、貧困層の抱える問題は多様であることから、貧困削減に効果的に取り組むためには、分野横断的な援助が必要である。そのために、案件形成に先立って、国や地域ごとに異なる貧困事情の把握や貧困人口のニーズの分析に努める。貧困層にかかわる様々な情報収集のために、政府やNGO、大学、研究機関、民間企業等とのネットワークを強化する。また、分析に基づき、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の二国間援助スキーム及び国際機関を活用した支援を国や地域ごとの事情や相手国の発展段階に応じて効果的に組み合わせる。

例えば、HIV/AIDS対策は、保健医療にとどまらない問題として、各種スキームを活用しつつ、セクター横断的な対策を行う。具体的には、予防及び自発的カウンセリングと検査(VCT)の強化に重点を置くが、同時に、地域保健医療システム全体の強化にも配慮する。また、ニーズに応じて感染者の雇用支援や、治療・ケア、感染者や家族、エイズ遺児等への社会的支援も行う。経済活動の発展に伴う人の移動・集中によるHIV/AIDS流行の危険性、児童や女性の人身売買、麻薬問題等に伴うHIV/AIDS感染リスクの拡大などを考慮し、必要に応じそれぞれの開発援助プログラムにエイズ対策を加えるよう配慮する。

(b) 貧困層を対象とした直接的な支援

貧困削減を図る上で、貧困層に焦点を当てた直接的な支援は重要な意義がある。その際、人間の安全保障の視点から、貧困層や地域社会の能力を強化し、自らの生活に影響を与える援助政策の策定やプロジェクトの計画や実施段階において貧困層が参加できるようにすることが必要である。特に、草の根レベルで多様なニーズに応じた対応が可能なNGO等と協働していく。

() 基礎社会サービスの拡充

貧困層の生活の質の向上を図るため、教育、保健、安全な水、居住の場の確保、電化等の基礎社会サービスの拡充を当該国のガバナンス改善も恣意しながら積極的に支援する。例えば、貧しい地域で建設された学校で井戸、トイレの設置により衛生状

態の改善及び意識の向上を図るほか、給食を通じて児童の栄養改善を図る。基礎社会サービス供給の強化の観点から、中央政府及び地方政府の能力強化や保健医療システム等の強化を支援すると同時に病院や学校へのアクセス改善を目的とした運輸・通信・電力インフラの整備を行う。また、サービスの質の向上を目的として、人材養成・研修、教材の普及を支援する。さらに、女性と子供の健康、リプロダクティブ・ヘルス、感染症対策、女性の能力構築に資する支援を行う。

() 生計能力の強化

貧困層の貧困状態からの脱出を可能とするためには、貧困層の生計能力を強化し、自らの生産的活動を通じた収入確保を図ることが重要である。貧困層が裨益するような農産物市場や漁港、農道、灌漑施設等の小規模な経済インフラを整備し、小規模金融（マイクロファイナンス）支援や貧困層を対象とした失業プログラムを実施する。同時に、貧困層に対する技能訓練等、貧困層の能力開発を行う。

() 突然の脅威からの保護

貧困層は経済危機、麻薬、犯罪等の社会問題や自然災害等に対して極めて脆弱であることから、こうした脅威からの保護及び対応能力の強化が重要となる。そのために、貧困層を対象とした失業対策、栄養改善プログラムや社会サービスの提供等の「セーフティー・ネット」の構築を支援する。2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、「防災協力イニシアティブ」に基づき、地震、津波を始めとする自然災害に包括的かつ一貫性のある協力を行う。災害予防を国家政策、都市計画、地域計画に反映・定着させる上で必要な政策提言や制度構築、人材育成及び計画の着実な実施を支援する。また、災害発生後、被災者への支援が速やかに届けられるよう迅速な支援を実施するとともに、復興時において災害と貧困の悪循環を断つことにより、貧困層の災害への脆弱性の緩和に努める。

(c) 成長を通じた貧困削減のための支援

貧困削減のためには、貧困層に対する直接的な支援と同様に、国全体あるいは貧困地域を含む地方全体の経済成長を促進して貧困削減につなげるアプローチが重要である。特に、貧困層に裨益効果をもたらす成長となるよう配慮する。

() 雇用創出

就業を通じた所得の向上は、貧困層の生活水準を高めるための重要な手段である。このため、特に、労働集約的な中小・零細企業育成を支援する。また、企業活動の基盤となる経済インフラ整備、零細企業の参入・国内外からの投資を拡大するための制度改革及び労働環境整備を支援する。文化面の魅力を活用して観光の振興を図ることは雇用の創出にもつながる。

() 均衡の取れた発展

経済成長を遂げている国においても、地域間格差の問題が存在する。この格差は、多くの場合、貧しい農村地域と比較的恵まれた都市部との間で生じている。農村地域の発展のためには、農業生産性向上が重要であることから、農業関連政策立案支援、

灌漑や農道等の生産基盤の強化、アフリカにおけるネリカ稻など生産技術の普及及び研究開発、住民組織の強化を支援する。加えて、農村地域における農産物加工、市場流通や食品販売の振興等の農業以外の経済活動の育成を支援する。

また、このような地域間格差が存在する都市部と村落地域を結びつける運輸、エネルギー、通信等の基幹インフラを整備する。その際、幹線道路に農道を結びつける等の工夫により、基幹インフラが貧困層による経済・社会活動への参加に役立つよう配慮をする。

都市部においても、人口増加や村落地域からの人口流入などにより極めて貧しい地区が存在している。労働集約的な中小・零細企業育成を支援し、特に都市部において小規模金融やその育成に資するような技術協力を行う。

なお、貧困層は自然資源を直接生活の糧としている場合が多いこともあり、環境劣化により特に深刻な影響を受けるため、成長を通じた貧困削減においては、特に持続可能な開発の視点に十分留意する。

(d) 貧困削減のための制度・政策に関する支援

() 貧困削減のためには、法の下での平等に基づき貧困層の権利が保障され、政治に参画し、自らの能力を発揮できるようにする制度、政策の構築が重要である。そのため、人権の保障、法による統治、民主化の促進に資する支援を実施する。

() 開発途上国政府が適切な開発戦略を策定し、実施できるよう能力向上を支援する。

() 経済危機やインフレーションなどによる貧困層への影響を回避する観点から、適切な財政・金融政策を通じたマクロ経済の安定化は不可欠である。そのために、専門家派遣等を通じて政府関係者の能力強化を支援する。

(2) 持続的成長

(イ) 持続的成長の考え方

(a) 貧困を削減し、また、開発の成果を持続的なものとするためにも、開発途上国の持続的成長が不可欠である。持続的な経済成長のためには、民間セクターの主導的な役割が鍵となることから、ODAによって、貿易・投資を含む民間セクターの活動を促進することが重要である。加えて、ODAを通じて途上国の多角的自由貿易体制への参画を支援することも重要である。

(b) 国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の持続的成長のために積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。

(c) 持続的成長の阻害要因を国ごとに分析し、各国の個別状況及び発展段階に応じて経

済社会基盤の整備、政策立案・制度整備、人づくりを包括的に支援することが重要である。これらの包括的な支援を通じて各国の投資環境の改善と経済の持続的成長を追求する。

(d) 近年、各国間で進んでいる経済連携は、貿易・投資の自由化に加え、経済制度の調和を進めることにより、人、モノ、カネ、情報の国境を越えた流れを円滑化し、関係国全体の成長に資するという重要な意義がある。我が国は、東アジア地域を始め各国との経済連携の強化を進めているが、相手国のうち開発途上国に対しては、経済連携を強化し、その効果を一層引き出すための貿易・投資環境や経済基盤の整備を支援するため、ODAを戦略的に活用していく。

(ロ) 持続的成長のアプローチ及び具体的取組

(a) 経済社会基盤の整備

民間セクターの活動を促進する上で、インフラは根本的な重要性を有する。我が国は、従来、経済成長の下支えとなる経済・社会インフラの整備を円借款などを通じて積極的に支援し、アジア地域を中心に経済成長の基盤整備に大きな役割を果たしてきた。経済・社会インフラ整備を促進するに当たっては適切な規模の中長期資金が必要であること、また、十分な自己財源や民間資金の流入を確保し得る開発途上国がまだ一部に限られていることにも留意する必要がある。この観点から、途上国の制度政策環境や債務管理能力などに留意しつつ、道路、港湾等の運輸インフラ、発電・送電施設、石油・天然ガス関連施設等のエネルギー関連インフラ、情報通信インフラ、生活環境インフラといった貿易・投資環境整備等に資する経済社会基盤の整備を支援する。また、インフラの維持管理と持続性の確保のため、インフラ整備への支援と併せて、分野ごとの課題に関する政策策定・対話の推進、人材育成等、インフラのソフト面での支援も行う。

インフラ整備が幅広い地域や国境を跨いで裨益をもたらす場合もあることから、支援を行うに当たっては、地域全体の発展という観点を考慮する。また、国境を越えた人・モノの移動の円滑化を確保する観点から保安上の問題への対処能力向上や安全対策を支援する。開発途上国にとってのODA以外の資金の重要性にかんがみ、民間資金及びODA以外の公的資金(OOF)との役割分担と連携や、民間セクターの参入等を図る官民パートナーシップ(PPP:Public Private Partnership)の構築を重視する。インフラの建設に当たっては、環境社会配慮を徹底する。

(b) 政策立案・制度整備

経済社会基盤の整備に加え、マクロ経済の安定化、貿易や投資に関する政策・制度の構築、情報通信社会に関する政策・制度整備といったソフト分野の支援は、民間セクターが牽引する持続的な成長を促進する上で不可欠である。

マクロ経済の安定化に関しては、適切かつ持続可能な財政・金融政策、公的債務管理、経済政策の立案・実施に向けた支援を行うとともに、貿易・投資の拡大を見据えた産業政策、地方分権化を受けた地方振興策等の立案に向けた支援を重視する。具体的には、財務管理、金融、税務、税関分野の制度構築、人材育成のための支援を行い、ま

た、地場産業や裾野産業の振興を支援する。特に市場経済移行段階の開発途上国に対しては、政策、制度構築、法整備、人材育成を含めた市場経済化支援を行う。

貿易・投資促進のための制度整備に関しては、各国の経済状況に配慮しつつ、政府調達、基準・認証制度、知的財産権保護制度、物流網構築やその運用に向けた支援を含め、国際経済ルールにのっとった制度整備を支援していく。汚職の撲滅、法・制度の改革、行政の効率化・透明化、地方政府の行政能力の向上は、民主的で公正な社会の実現のためにも、また、投資環境の改善のためにも重要であることから、ガバナンス分野で政府の能力向上を支援する。

(c) 人づくり支援

人づくりは、労働力の質的な改善につながるとともに、新たな技術革新を生み出す力ともなる。我が国の経済発展の経験に照らしても、国の経済・社会開発や科学技術振興に必要な官民の人材育成が経済成長に果たした役割は大きい。したがって、開発途上国における基礎教育、高等教育及び職業訓練の充実に向けた支援に加え、我が国の高等教育機関への留学生の受入れなどを通じた幅広い分野における人材育成のための支援を行う。また、専門家の派遣や研修制度等を活用し、我が国の技術、知見、人材を活用して我が国の経験を伝えつつ、中小企業振興や情報通信を含む産業発展を始めとする様々な分野における人材育成を支援する。

(d) 経済連携強化のための支援

地域レベルの貿易・投資の促進は、各国の経済成長に直接貢献するとともに、開発に必要な資金の動員や民間セクターの技術水準向上等に寄与する。このため、国や地域に跨る広域インフラの整備を行うほか、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材の育成を積極的に支援する。我が国が経済連携を推進している各国・地域に対しては、知的財産保護や競争政策等の分野における国内法制度構築支援や、税関、入国管理関連の執行改善・能力強化支援、情報通信技術（ICT）、科学技術、中小企業、エネルギー、農業、観光等の分野における協力をを行う。

(3) 地球的規模の問題への取組

地球温暖化を始めとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国境を越えて個々の人間の生存にかかわる脅威である。国際社会の安全と繁栄を実現するために、我が国はODAを用いて積極的に貢献する。中期政策では、これらの地球的規模の問題のうち、特に貧困削減と持続的成長の達成に密接かつ包括的に関係する環境問題、及び2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、地震、津波を始めとする自然災害への対応を取り上げる。

(イ) 環境問題及び災害への取組に関する考え方

(a) 環境と開発の両立を図り、持続可能な開発を進めていくことは世界共通の課題である。地球温暖化の進行、開発途上国における経済成長に伴う深刻な環境汚染、人口増

加や貧困を背景とした自然環境の劣化の急速な進行などは、開発途上国の人々の生活の脅威となっている。これら環境問題の解決のためには、広範にわたる一貫した取組が必要である。また、地震や津波などによる災害は、発生直後の被害のみならずその後も人間の生存や社会経済開発を脅かす問題であり、その対応のためには開発途上国の自助努力を支援するとともに緊急対応、復興、予防の各段階に応じた包括的かつ一貫性のある取組が重要である。

(b) 我が国は、環境問題に対して、「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」、「京都イニシアティブ」などに基づき、また、災害問題に対して、「防災協力イニシアティブ」を踏まえて、ODAを活用して積極的に取り組む。

(ロ) 環境問題への取組に関するアプローチ及び具体的取組

再生可能エネルギー、省エネルギーといった温室効果ガスの抑制・削減（京都メカニズム活用のための支援を含む。）、気候変動による悪影響への適応（気象災害対策を含む。）などの「地球温暖化対策」、大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理などの「環境汚染対策」、及び、自然保護区の保全管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理などの「自然環境保全」の3つを重点分野として、以下のアプローチ及び具体的取組により協力を推進する。

(a) 環境問題への取組に関する能力の向上

各国の実情に応じ、開発途上国の関係当局や研究機関などの環境問題への取組に関する能力を総合的に高めるため、人材育成支援を推進するとともに、的確な環境監視、政策立案、制度構築、機材整備などに対する協力をを行う。

(b) 環境要素の積極的な取り込み

我が国が策定する開発計画やプログラムなどに環境保全の要素を組み込むとともに、適切な環境社会配慮が実施又は確認された開発途上国の事業に対し協力をを行う。

(c) 我が国の先導的な働きかけ

政策対話、各種フォーラムなどの適切な協力方法を通じて開発途上国の環境意識の向上を図り、環境問題に対する取組を奨励する。

(d) 総合的・包括的枠組みによる協力

地域レベルや地球規模の環境問題の解決のために、多様な形態の協力を効果的に組み合わせる総合的・包括的枠組みによる協力を実施する。

(e) 我が国が持つ経験と科学技術の活用

我が国が環境問題を克服してきた経験・ノウハウや複雑化する環境問題に対する科学技術を活用した途上国への支援を行う。それらの経験・ノウハウや、観測、データ解析、対策技術などに関する科学技術は、地方自治体、民間企業、各種研究機関、NGOなど我が国政府機関以外の組織にも幅広く蓄積されており、支援においてはそれらとの積極的な連携を図る。また、専門的知見や実施体制を有する国際機関などとの連

携も図る。

(ハ) 災害への取組に関するアプローチ及び具体的取組

地震や津波などによる災害に対して我が国が国際的に高い比較優位を有する自国の経験や技術（観測などに関する科学技術を含む。）、人材を活用して、上記（ロ）と同様のアプローチにより取り組む。

(４) 平和の構築

(イ) 平和の構築の考え方

(a) 冷戦後の国際社会では、地域・国内紛争が多く発生している。また、いったん停戦が成立した後、紛争が再発することも少なくない。紛争は、難民・国内避難民の発生、経済・社会基盤の破壊、統治組織の機能不全といった様々な問題を引き起こす。その結果、人々の生命や生活、尊厳を維持することが極めて困難となるほか、その国及び地域全体の開発も妨げられる。その意味で平和と安定は開発の前提条件である。

(b) 平和の構築は、紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に人々が直面する様々な困難を緩和し、そして、その後長期にわたって安定的な発展を達成することを目的としている。紛争予防や紛争の終結段階における支援、紛争後の緊急人道援助、そして、中長期的な復興開発支援は、平和を定着させるために欠かせない。例えば、ODAによる雇用創出事業や病院、学校の復旧事業を通じ、人々は生計を立て保健・教育サービスを受けられるようになる。その結果、人々は「平和の配当」を実感し、社会の平和と安定につながる。

平和の構築に関する支援に当たっては、対立グループ間の対話など、和平のための政治的プロセスを十分踏まえて、これを促進するよう配慮する必要がある。さらに、政治、社会、歴史、文化といった各国又は地域の個別状況を十分踏まえる必要がある。

(c) 我が国としては、国際機関や、他ドナー、さらには国内の民間部門やNGOと協力しつつ積極的に貢献する考えである。

(ロ) 平和の構築に向けたアプローチ及び具体的取組

我が国の平和の構築に関する支援には、現地の治安状況や政府の機能不全など様々な難しい障害があり得ることに留意する必要がある。我が国が平和の構築に取り組むに当たっては、支援関係要員の安全に最大限の配慮を払いつつ、できることを着実に実施するという姿勢で取り組むべきである。

(a) 紛争前後の段階に応じた支援

紛争の予防・再発防止、紛争直後の段階から復興・再建段階、そして中長期的な開発といった段階に応じて、以下のような支援を行う。

() 紛争予防・再発防止のための支援

紛争のおそれのある国及び紛争後なお社会が不安定な状況にある国においては、紛争予防に十分配慮して開発援助を実施することが特に重要である。援助の対象地域や対象者の選定に当たっては、被援助国における紛争要因を歴史や文化を踏まえて正確に把握し、裨益対象が偏るなどして紛争を助長しないよう配慮する。また、例えば、環境保全やインフラ整備といった非政治的分野で地域協力プロジェクトを実施することによって、対立グループ間の対話と協力の促進を図る。また、紛争予防の観点から、兵器の拡散を防止することは重要であり、輸出入管理の強化、不正な武器の取引防止、法制度整備等に関する途上国の能力強化を支援する。

() 紛争後直ちに必要となる緊急人道支援

紛争直後、難民や国内避難民を始めとする人々が自らの生命、生活を守るためには、最低限必要な「衣食住」にかかわる緊急人道支援を迅速かつ効果的に提供することが必要である。このため、難民・避難民の帰還や住居、食料、水、衛生、保健、教育などに関する緊急人道支援を実施する。

() 紛争後の復興支援

復興支援においては、人材育成を支援しつつ、紛争により破壊された病院、学校、道路、公共交通、上下水道、エネルギー関連施設などの社会資本を復旧して、経済社会活動を軌道に乗せるための環境を整備することが必要である。このため、我が国は、社会資本の復旧を支援するとともに、政府の統治機能の回復のための選挙支援、法制度整備に関する支援、民主化促進のためのメディア支援等を実施する。

() 中長期的な開発支援

中長期的な開発支援においては、開発を軌道に乗せることが必要である。このためには貧困削減や持続的成長を目的とする幅広い支援を実施する。

(b) 一貫性のある支援

平和の構築の実施に当たっては、紛争前後の段階に応じて必要な対応を継ぎ目なく一貫性を持って行うことが不可欠であり、この観点から、紛争直後の段階から中長期的な支援に至るニーズを正確に把握することが必要である。そのため被援助国において、政府及び援助実施機関等の関係者との間で十分な意思疎通を図り、具体的なニーズの発掘や案件の形成に当たるとともに、我が国のODAの考え方等について認識の共有に努める。また、復興計画策定と即応的な復旧事業の形成を同時に行う緊急開発調査を活用しつつ、必要なタイミングで調査の結果得られた情報を活用できるよう準備しておく。そして、緊急人道支援からその後の復興開発協力へのスムーズな移行を確保し、両者の間で生じやすい空白（ギャップ）を極力解消していく。

(c) 迅速かつ効果的な支援

紛争は、多数の難民・国内避難民の発生、インフラの破壊や統治組織の崩壊、食糧不足、貧困、病気の蔓延など様々な問題を引き起こす。このような危機的状況の下では、人間の生命、生活を保護するため迅速な対応が必要となる。国際機関、地域機関、

内外のNGOなどと連携してより効果的な援助を実施する。

また、我が国が、今後、平和の構築を積極的・効果的に行っていくためには、平和の構築支援に携わる人材の育成が不可欠となる。そのため、JICA職員・専門家、コンサルタント、NGO等を対象とした各種研修を実施する。また、治安の状況に応じた協力形態を柔軟に活用するとともに、派遣される各人に対して治安対策研修を行う。必要なときに迅速な要員派遣を可能とする制度の整備を強化し大使館・JICAの体制を整備する。

(d) 政府に対する支援と地域社会に対する支援の組み合わせ

紛争後の状況においては中央政府や地方政府がしばしば機能不全に陥る。政府の機能不全を緊急に補うため、地域社会に対する草の根レベルの支援を通じ保健医療、教育、飲料水、食料などの基礎社会サービス提供を行い、地域コミュニティの再生に努める。同時に、中央政府・地方政府の人材育成や制度整備を支援することによって政府の機能の回復に努め、早急に国として自立できるように努める。

(e) 国内の安定と治安の確保のための支援

紛争が終了しても政府の治安を維持する能力が不十分である場合が多く、このために人々の安全が脅かされ、開発活動が妨げられ、さらには紛争再発に至ることもある。したがって、人道・復興支援と平行して、治安強化・紛争再発予防のために、ODA大綱との整合性に留意しつつ、警察支援、雇用創出を通じた除隊兵士の社会復帰、地雷や小型武器を含む武器の回収及び廃棄、司法制度の改革等を支援する。

(f) 社会的弱者への配慮

健康等を害している人や女性、児童等紛争により特に深刻な影響を受ける人々や紛争により直接の被害を受けた人々を速やかに保護する。地雷被害者を含む社会的弱者の能力強化に対し特段の配慮を図る。

(g) 周辺国を視野に入れた支援

紛争国に隣接する国の中には、難民の流入、貿易や投資への悪影響など紛争に起因する問題に直面し、困難な状況に陥る場合がある。また、こうした周辺国は、紛争国と密接な関係を持っており、政治的な発言力を有していることから、仲介によって紛争解決に貢献することが可能であるほか、貿易や人の交流を通じても地域の安定・紛争予防に重要な役割を担っているケースも少なくない。他方、周辺国が紛争当事国内の特定勢力を支援し、勢力間の対立関係に周辺国間の力関係が反映された場合も多く見られる。したがって、このような事情を踏まえて紛争の解決や予防、地域の安定も念頭に置きつつ周辺国の支援を検討する。

4. 効率的・効果的な援助の実施に向けた方策について

(1) 援助政策の立案及び実施体制の強化の考え方

効率的・効果的な援助実施のためには、我が国の援助政策の立案及び実施の体制を強化し、政策立案から実施まで一貫性を持って行うことが重要である。我が国は主要な被援助国について、被援助国の開発計画や国際的な開発目標とも整合性を確保しつつ、国別援助計画及び重点課題別・分野別の援助方針を策定してきている。今後、我が国は国際機関や他ドナー等とも連携を強化しつつ、これらの政策立案能力を一層強化するとともに、政策を具体的な案件の形成・選定・実施につなげていくための体制を強化する。そのためには、被援助国と我が国の二国間関係、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや援助の実態を最も直接的に把握できる立場にある在外公館や援助実施機関現地事務所等、現地の機能を強化することが必須である。中期政策では、現地機能強化について具体的取組及び体制整備を取り上げる。

(2) 現地機能強化の具体的取組

我が国は、在外公館を中心に JICA、JBIC 等、援助実施機関の現地事務所を主要なメンバーとして構成される現地 ODA タスクフォース（以下、現地 TF）を中心とした現地の機能強化に努めてきているが、これを更に推進するため、現地 TF 及び東京においては以下の具体的取組を強化する。なお、その際、援助政策の決定過程・実施において現地 TF が主導的な役割を果たすよう、現地 TF は、以下の具体的取組において積極的な参画・提言を行い、東京はこれらに関する現地 TF の提言を尊重する。

なお、現地 TF が設置されていない被援助国においても、在外公館が IT 等を活用して援助実施機関の兼轄事務所等の協力を得つつ、可能な範囲内で、同様の努力を行い、東京もこれを尊重する。

(イ) 開発ニーズ等の調査・分析

現地 TF は、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや被援助国自身の開発の取組についての調査・分析機能を強化する。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会情勢などを十分把握する。また、現地 TF は、必要に応じて外部人材を活用するとともに、現地援助コミュニティ（主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。）との情報交換等も行う。

東京は、政策支援型の開発調査や政策アドバイザーの派遣等をより機動的に活用することを通じて、これを支援する。

(ロ) 援助政策の立案・検討

(a) 国別援助計画の策定への参画

国別援助計画は、上記(2)(イ)の被援助国の抱える開発ニーズ等を正確に把握した上で、外交的視点も入れつつ、向こう 5 年間程度の我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確に示すものである。このような計画の策定や改定に当たり、現地 TF は、援助計画が被援助国の開発計画や開発目標、更に国際的な開発目標と整合的な内容となるよう、現地援助コミュニティ（主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。）との連携の在り方も視野に入れつつ、現場ならではの知見や経験を

最大限に活用して積極的に参画する。

(b) 重点課題別・分野別援助方針の策定への参画

現地TFは、上記(2)(ロ)(a)の国別援助計画及び下記(2)(ロ)(c)の政策協議を通じて明確にされた重点分野・項目に沿って、より具体的な重点課題別、分野別の援助方針策定に関して積極的に提言を行い、これにより、開発ニーズを真に反映した案件の形成・実施につなげることを目指す。東京は現地TFの提言を尊重する。

(c) 政策協議の実施

現地TFは、国別援助計画及び重点課題別・分野別援助方針で示される中期的な取組の方針が実際の案件形成・要請・実施に反映されるよう、中期的視点から見た重点分野や政策・制度上の課題につき被援助国と認識を共有し、また、意見調整を行うため、必要に応じて東京からの参加者も得つつ、政策協議を実施する。

なお、国別援助計画が策定されていない国については、ODA大綱及び中期政策を踏まえ、政策協議を通じて現地TFが主導的に我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確化する。

(八) 援助対象候補案件の形成・選定

(a) 現地TFの主導的役割

現地TFは、援助案件の形成・選定のための精査において主導的役割を果たす。具体的には、現地TFは、被援助国の要請(要望調査結果)を東京に報告する際に、援助候補案件の優先度について東京に提言する。東京は、案件を選定する際に、こうした現地TFの提言を尊重する。

(b) 援助手法の連携と見直しへの提言

我が国の援助が全体として最大の効果を上げるためには、各援助手法の有機的連携が重要である。このため、現地TFは、特に、無償資金協力、円借款、技術協力それぞれの援助手法の適切な役割分担を明確化しつつ、これら3手法が相当程度実施されている被援助国について、具体的な連携モデル案件の形成に努める。また、現地TFは、国際機関や他ドナーとの援助協調等の国際的な動向を踏まえつつ、当該国における援助手法の見直しの必要性と可能性につき、具体的提言を行う。東京は、現地TFからのこれら提言を踏まえて、援助手法の連携と見直しにつき検討する。

(二) 現地援助コミュニティとの連携強化

開発援助をめぐる国際的な取組として、援助コミュニティにおいて、ミレニアム開発目標(MDGs)を始めとする共通の開発目標や開発戦略の設定が進行している。こうした動向を踏まえ、現地TFは、我が国援助の効果を向上させる観点から、国際機関や他ドナーを始めとする現地援助コミュニティと緊密な連携を図りつつ、我が国の援助政策に沿った形で積極的に援助協調に参画していく。こうした取組は、現地において我が国の存在感を高めることにもつながり得る。特に、我が国の援助の重点分野において援

助協調が推進されている場合には、我が国が主導的役割を果たすことも含め、被援助国政府の自助努力を促しつつ当該国の開発政策の策定・実施の過程に積極的に関与する。

(ホ) 被援助国における我が国関係者との連携強化

我が国が有する優れた技術、知見、人材、制度を活用することも重要であることから、現地TFは、被援助国において活動する我が国のNGOや学術機関、経済団体（現地に進出している民間企業を含む。）等との連携強化のため、これら関係者との意見交換を活発に行う。

(ヘ) 我が国ODAのレビュー

現地TFは、被援助国に対する政策レベル及びプログラムレベルでのODA評価の結果等も参考にしつつ、被援助国に対するこれまでの我が国援助が所期の目的・意義を達成したか、目指すべき方向性は適切であったか、重点分野・重点項目の置き方は有効であったか、援助実施上の留意点には有効に対処できたか等についてレビューを行う。

また、現地TFは、このレビューの結果を踏まえて、国別援助計画や重点課題別・分野別援助方針の策定・改定等への参画に際して、適切な改善を図る。

(ト) 情報公開と広報

ODAに関する透明性向上を図るために、現地TFは、東京からの支援も得つつ、タスクフォースの活動、国別援助計画や政策協議等の内容について、ホームページ等を活用した積極的な広報に努める。

(3) 現地機能強化のための体制整備

上記(2)に列挙された現地の機能強化を行うためには、現地TFのみならず、東京も含めた体制の強化が重要である。このため、以下を始めとする具体的施策を可能な範囲で実施する。

(イ) 適切な人員配置と人材育成（外部人材の積極的な活用を含む。）

現地TF及び東京の両方において、援助業務に関する経験と高い実務能力を備えた人材及び現地の政治・経済・社会情勢に精通した人材等、政府内及び外部からの有為な人材を積極的に活用しつつ、適切な人員配置を行う。また、援助においては緊急に対応を必要とする場合もあることから、そのような事態にも柔軟に対応できるよう、機動的かつ柔軟な人員配置も併せて行う。

現地機能を強化する上で、援助協調等の国際的潮流や我が国援助の政策や実施の全般について広い経験と知見を有する人員の確保は必須であるため、現地TF及び東京の両方においてIT等も活用して研修を充実させることも含め、援助に携わる人材育成を通じて我が国援助の裾野を広げることを目指す。

(口) IT等を活用した情報・知見の共有の促進

東京は、現地TFが、特に(2)(口)(b)の重点課題別・分野別援助方針等を策定するに当たって有益と考えられる関連情報や知見を、IT等を活用して積極的に現地TFに紹介・共有する。

附属

「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例(2004年現在実施中のもの)

セネガルにおける住民参加型の給水整備

セネガルの村落地域には、井戸などの適切な給水施設が整備されていないため、多くの女性や子供達は日課として遠方まで水汲みに行かなければならず、また、安全な水が入手できないために極めて衛生状態が悪い地域が多く存在する。

我が国は、水の「欠乏」という脅威から住民を保護するため、無償資金協力により給水施設の整備を行った。給水施設の整備に加え、人々が持続的に自らの力でより良い生活を実現できるよう、技術協力により住民の能力強化につながる支援を行った。具体的には、我が国は村落レベルで給水設備の運営・維持管理が行えるよう、住民組織を形成して保守・点検方法や、料金徴収方法を研修したり、女性を始めとする地域住民の生活改善のために水衛生と関連付けて保健衛生教育を行った。また、これに関連して、給水施設管理の余剰金で住民自らが養鶏事業を始める等世帯収入が向上した。これらの活動は、人々の能力強化、村落の開発そのものを支援するものであり、また、女性や子供といった脆弱な層への支援、保健・衛生・教育分野等の分野横断的な支援や、他国の援助機関が普及に努めている住民組織モデルを活用することによる他機関との連携などを組み合わせたものである。

これらの我が国の援助によって、村落地域の多くの女性や子供達が水汲み労働から解放され、住民はより衛生的な生活を実現できるようになってきている。

●カンボジアにおけるHIV/AIDSからの保護

カンボジアでは、HIV/AIDSの感染率が高く、経済活動の活発化に伴う人の移動・集中によりHIV/AIDS感染が更に拡大するおそれがあり、その結果、住民や労働者がHIV/AIDSの脅威にさらされる可能性がある。

我が国は、有償資金協力により支援したカンボジアのシハヌークビル港改修事業において、人々をHIV/AIDSの脅威から保護し、また自らを守る能力を強化するためのプログラムを事業の中に取り込むなど、「人間の安全保障」の視点を反映させるよう工夫した。

具体的には、HIV/AIDSという脅威から周辺住民を含む事業関係者を保護するために、労働者に検診を義務付け、また Condom 配布を教育活動と組み合わせて人々の行動を変えるような措置を採ったり、労働者の中からリーダーを育成し仲間同士の会合の場で保健衛生についての知識を深めるような活動を行ったほか、HIV/AIDSに対する問題提起や広報活動を広く行った。また、これらの活動が関係者に確実に浸透するよう現地のNGOと連携して実施した。

この試みの結果、HIV/AIDS及び性感染症に関する感染経路や予防手段等が認識され、労働及び住民自らがHIV/AIDS感染のリスクから身を守る能力が強化された。

国別援助計画等

18年度ODA調査国のうち、国別援助計画等が公表されているものを掲載した。

対モンゴル国別援助計画（平成16年11月）（抄）

モンゴルは、1990年以降、民主化、市場経済化を進めたが、その道程は困難を極めた。我が国はモンゴルの友好国として、他ドナーを先導する形で、当初は市場経済化に伴う緊急のニーズに対応するため、また最近はより中長期的な開発ニーズに応えるための支援をODAにより実施してきた。その労のかいあって、最近になり、モンゴルの経済水準はようやく民主化前の水準に回復してきた。モンゴルが今後、経済成長を確かな軌道に乗せ、それによって貧困削減を実現するまでには依然として課題が多く、まだ相当程度広い範囲での支援が必要な段階にある。今後5年間程度の我が国援助計画を策定するに当たっては、モンゴルの政治経済及び社会状況について包括的な分析を行うことが重要である。下記1.の現状分析、2.の開発戦略及び他ドナーの援助動向については、こうした考え方にに基づき詳細に記述した。

我が国のODA額が減少傾向にある中、モンゴルのあらゆる援助需要に我が国一国だけで対応することはもとより不可能である。3.における我が国としての援助の基本方針については、今後5年間を目途とした計画であるとの前提で、選択と集中の観点から、できる限り焦点を明確にする形で重点分野・重点課題を記載することに努めた。未だ相当程度広い範囲での支援を必要とするモンゴルの開発の現状にかんがみて、絞り込みには一定の限界があることに留意が必要であるが、我が国は、本援助計画に従って限られたODA予算を効率的・効果的に活用していく。

1. モンゴルの開発の現状（略）

2. モンゴルの開発戦略及び対モンゴル援助の動向（略）

3. 対モンゴル援助の基本方針

(1) 対モンゴル援助の意義

(イ) モンゴルは中国とロシアという大国に挟まれた内陸国として北東アジア地域において地政学的に重要な位置を占めている。モンゴルが民主主義国家として成長することは同地域に安定と平和をもたらすものと期待される。同地域は我が国の安全保障また経済的繁栄と深く関連しており、我が国にとって重要性が増大している。

(ロ) 我が国とモンゴルとの関係は外交史上から見て極めて緊密である。両国はモン

ゴルが社会主義体制下にあった時代から一定の友好関係にあったが、1990年以降その関係は更に強化され、幅広い分野で双方向的な関係を構築し、二国間のみならず国際場裡においても互恵的な関係を強化、推進する旨をうたう「総合的パートナーシップの確立」を確認するに至っている。

(ハ)モンゴルは、1990年にいち早く社会主義体制から民主主義体制への移行を表明し、自由選挙を通じて民主主義国家としての政治制度を確立してきた国であり、同じ民主主義国家である我が国にとって共通の政治理念の下で、開発に取り組むモンゴルの努力は高く評価される。対モンゴル支援を通じて同国の経済・社会発展を促すことは、同様の努力を行っている他の発展途上諸国における民主主義の発展を促進するものと思われる。

(ニ)経済面では、モンゴルがその自由化、開放化に向けて種々努力を重ねてきた結果、現在では民営化の進展及び制度的な整備に一定の成果がみられる。今後は、モンゴルがこうした成果を基礎に、自国のオーナーシップの下で民間セクターの強化等を通じて一層の市場経済化を進めることになるが、我が国としても、モンゴルのこうした努力を支援することはODA大綱に合致するものであり、意義が大きい。

(ホ)モンゴルの自然環境は、その独自性から地球的、人類的価値を有している。また、その広大な自然に育まれた遊牧文化、そして民族音楽等の独特の伝統芸術はその母たる自然環境とともに世界の関心を集めている。一方、急速に進みつつある市場経済化の中で自然の破壊が進み、貴重な伝統文化が徐々に衰退しつつあるのも現実である。現在、モンゴル政府は自ら自然環境の保護、伝統文化の保持に努める一方、世界に向けて協力を呼びかけているところであり、我が国としてもこうした努力を支援することは地球的な環境保全及び伝統文化保護の観点から意義は大きい。

(2) 対モンゴル援助の方向性

上記2.(2)に言及されたモンゴル政府の開発戦略は、経済の持続的な成長を通じて貧困削減を達成するとの基本戦略を実施するものとして、またモンゴル政府の自助努力の現れとして評価できる。

我が国は、モンゴルが抱える開発上の課題全てに対応しようとするのではなく、主要ドナー間の援助協調も念頭におきながら、モンゴルが上記2.(2)に示された自らの開発戦略を実現するために取り組む政策を選択と集中の観点から重点的に支援する。我が国が今後5年間程度で目指すのは、モンゴルが経済活動を促進させ、マクロ経済の安定と公的部門の効率化により財政赤字の縮小、援助吸収能力の強化を図り、その結果得られた財源を貧困緩和と環境保全に充当する連関的政策の実施をサポートしていくことである。この連関的政策の円滑な実施を促進する観点から、我が国の対モンゴル援助は、持続的な経済成長を通じた貧困削減への自助努力を支援することを上位目標に置き、これを達成するため、地方経済の底上げをするとともに、牧畜業の過剰

労働力を他セクターにおける雇用創出により吸収することを中位目標とする。

以上を実現するため、我が国は、モンゴルにおけるマクロ経済の健全な運営のための制度整備及び人材育成を公的、民間の両セクターについて支援するとともに、地方と都市の格差是正のため地方開発を支援する。また、環境と両立する持続的な経済成長のため環境保全を支援する。さらに、外貨獲得産業の振興等経済活動促進に資するインフラ整備及びこれにかかる政策策定等を支援する。

以上の方向性は、貧困削減の根本的解決は経済成長の達成により得られるとの我が国の基本的認識に基づき定めたものであり、貧困削減を有効に行う観点から選択と集中を行ったものである。なお、貧困層や社会的弱者を直接の対象とした支援については、例えばNGOによる活動を草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO支援無償資金協力等を通じて支援していく方針である。

(3) 対モンゴル援助の重点分野

上記(2)の方向性に基づき、今後5年間を目途とした我が国の対モンゴル援助は、第一に、市場経済を担う制度整備・人材育成に対する支援、第二に、地方開発支援(地方開発拠点を中心とした特定モデル地域を対象とする支援、牧地と農牧業再生)、第三に、環境保全のための支援(自然環境保全と自然資源の適正利用、首都ウランバートル市の環境問題への対策)、第四に、経済活動促進のためのインフラ整備支援を重点分野とする。

これらの重点分野は、モンゴル政府が策定したEGSPRSにも合致するものである。モンゴル政府は、EGSPRSの各種政策実施に向けて中期予算枠組みを策定する予定であり特に社会開発セクター活動の進捗のモニタリングとして、MDGsの指標(国際的なMDGsの指標をモンゴルの状況に合わせて再設定したもの)を活用する予定である。したがって、我が国の支援の効果を評価するにあたっては、モンゴル政府の活用するこれら指標を参考にすることも一案である。

(各重点分野の詳細は略)

(4) 対モンゴル援助の留意点

(イ) 政策協議 (略)

(ロ) 他ドナー及び日本のNGO、モンゴルのNGO等との協調・連携 (略)

(ハ) 対外債務問題と援助吸収能力 (略)

(ニ) 環境・社会面への配慮 (略)

(ホ) 効果的実施のための評価 (略)

(出所) 外務省

対中国経済協力計画概要（平成 13 年 10 月）

< 1 > 政治・経済・社会情勢

78年に始まった改革・開放政策は、92年のトウ小平による「南巡講話」以降加速され、中国経済の「市場経済化路線」が定着した。その結果、経済成長の加速や貿易・対中投資の大幅な伸びがもたらされ、国民の生活水準の向上、対外経済関係の拡大が進みつつある。一方、中国の海洋調査活動等に対して国内に厳しい雰囲気が生じ、かかる事態に対応すべく、相互事前通報の枠組みが成立し、中国の海洋調査活動が適切に行われるよう努めている。また、市場経済化の進展に伴う課題への対応も急務となっており、中国政府によって、三大改革（国有企業改革、金融体制改革、行政機構改革）を始めとする取組みが積極的に進められている。さらに、長期的に社会的な不安定要因となり得る問題（例：地域間格差、雇用問題、人口増加）も顕在化しつつある。

< 2 > 開発上の課題

（1）中国の開発計画（第 10 次五ヵ年計画）

2001年3月、2005年までを対象期間とした「国民経済と社会発展の第 10 次五ヵ年計画綱要」が報告・採択された。

同計画は、今後 5 年間の中国の国民経済と社会発展のあり方について、成長、構造調整、改革・開放、科学技術の発展、国民の生活水準の向上、経済と社会の協調的発展などを主題に課題を述べ、それぞれについて達成目標（例：経済成長率年平均 7% など）を掲げている。

（2）開発上の主要課題

第 10 次五ヵ年計画などを踏まえた中国における社会・経済分野における開発上の主要課題は以下のとおり。

- （イ）市場経済システムの形成と成長の持続
- （ロ）持続可能な発展の実現
- （ハ）地域間経済格差の是正
- （ニ）教育振興と人材育成
- （ホ）雇用・社会保障制度の拡充

< 3 > 我が国の対中国経済協力政策

我が国の中国に対するODAは、この20年余における中国の改革・開放政策の推進を支援し、目覚ましい経済発展の実現に貢献してきた。

しかしながら、近年、中国では、経済発展に伴って援助需要や援助に対する期待の変化に加え、環境・感染症等我が国に直接影響が及び得る問題が増大している。また、我が国では、厳しい経済・財政事情などを背景として、援助の効果・効率性の向上に対する要請や、対中援助に対する厳しい見方が存在するなど対中ODAを取り巻く状況は大きく変化している。

こうした変化を踏まえ、新たな対中ODAのあり方を指向していく。具体的には、

- (イ) 中国の経済発展を踏まえ、中国が自ら実施できることは自ら実施する。貧困や格差の問題についても、我が国は中国の自助努力を促し、足らざる部分を側面から支援していく。
- (ロ) 「ODA大綱」の「原則」の考え方について、様々な機会を活用して中国側に引き続き提起し、中国側の認識と理解を深めていく、
- (ハ) 特定地域、特定課題に援助資源を投入するモデル・アプローチを推進するなど、限られた援助資源の効果的・効率的活用を図る、
- (ニ) 中国側の広報努力を一層促すとともに広報活動の強化、人と人との交流や我が国が有するノウハウ・技術の活用を図り、我が国の「顔」が見える援助を実施する、
- (ホ) 本計画に基づき、評価を適時適切に実施し、評価結果を迅速にその後の援助実施に反映するとともに、国民に対し広く情報を開示し、その理解と支持を得るよう努める。

(1) 対中国経済協力の意義

我が国の安全と繁栄を維持・強化するためには、平和な国際環境の保持が必要であり、特に我が国が位置する東アジア地域の平和と発展が不可欠である。そのためには、中国がより開かれ、安定した社会となり、国際社会の一員としての責任を一層果たしていくようになることが望ましい。

我が国は、中国が国際社会への関与と参加を深めるよう働きかけるとともに、中国自身のそうした方向での努力を支援していく必要がある。このような観点から、我が国としても、中国との間で幅広い重層的な関係を構築していくとともに、両国間の相互理解及び相互信頼の増進を図ることが極めて重要である。ODAを通じて中国の改革・開放政策を支援していくことも引き続き大きな意義を有している。

(2) 我が国経済協力の目指すべき方向

対中ODAを取り巻く状況の変化を踏まえ、今後の対中ODAを取り進めるに当たって、基本とすべき考え方は以下のとおり。

- (イ) 中国の新たな開発需要を踏まえつつ、国益を踏まえ、個々の案件を精査し、重点分野・課題に沿って効率的に援助を実施する。
- (ロ) 中国の発展に伴い、中長期的には中国自らの国内資金や海外からの民間資金調達がより大きな役割を担っていくようにする。
- (ハ) ODAのみならず、その他の公的資金、さらには民間資金とも連携を図ることにより、目標の効率的かつ効果的な実現に努める。
- (ニ) 中国が国際経済社会の中に一体化され、政治的にも国際社会の責任ある一員となることが我が国にとっても望ましいとの認識を踏まえ、市場経済化などに向けた努力を促していくようなODAを実施する。
- (ホ) 我が国の対中ODAが軍事力強化に結びつくことなど、「ODA大綱」の「原則」にそぐわないことのないよう注意を払う。

なお、今後は円借款も含むODA全体について、従来の支援額を所与のものとすることなく、中国の我が国に対する新たな支援需要に適切に対応しつつ、以下の重点分野・課題を中心に、我が国の厳しい経済・財政事情をも勘案し、個別具体的に案件を審査の上、実施する「案件積み上げ方式」に基づいて供与する。

(3) 重点分野・課題別経済協力方針

従来型の沿海部中心のインフラ整備から環境保全、内陸部の民生向上や社会開発、人材育成、制度作り、技術移転などを中心とする分野をより重視する。また、日中間の相互理解促進により資するよう一層の努力を払う。

- (イ) 環境問題など地球的規模の問題に対処するための協力
 - (例) 環境保全(水資源管理、森林保全・造成、環境情報の作成、対応政策に関する調査研究)、新・再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー促進、感染症対策(HIV/AIDS、結核)
- (ロ) 改革・開放支援
 - (例) 世界経済との一体化支援(制度整備や人材育成支援を含む市場経済化促進、世界基準・ルール(WTO協定を含む)への理解促進)、ガヴァナ

ス強化支援（法の支配や行政における透明性・効率性向上、草の根レベルでの啓発・教育活動支援）

（八）相互理解の増進

（例）専門家派遣・研修員受入・留学生支援・青年交流・文化交流・学术交流・大学間交流などの強化（日本研究促進、日中共同研究を含む）、留学生受入の環境整備、観光促進のための政策提言・人造りなど

（二）貧困克服のための支援

（例）貧困対策に関する政策・制度面での整備・人造り、貧困層を対象とした草の根レベルの保健・教育分野の支援、貧困人口を多く抱える地域の民生向上に向けた協力で貧困層に裨益するもの（日本農業などへの影響の有無に留意）

（ホ）民間活動への支援

（例）中国側の投資受入のための基盤整備努力支援（知的所有権保護政策の強化など）、我が国の優れた設備、システム、技術などの活用を図ることができる案件の発掘努力

（ヘ）多国間協力の推進

（例）日中両国による第三国に対する支援、東アジアにおける環境分野などでの域内協力の推進

（４）援助実施上の留意点

（イ）ODA大綱に基づく働きかけの強化

（ロ）顔の見える経済協力の推進

（ハ）対中技術協力の一層の活用と柔軟な実施

（ニ）プロジェクトの共同形成

（ホ）その他（モデル・アプローチの推進、OOF及び民間資金との連携、国際機関など主要援助機関との連携強化、二国間及び域内協力を念頭に置いたIT協力の推進、評価体制の強化）

（出所）外務省

対タイ経済協力計画（平成 18 年 5 月）（抄）

0. 要旨 - 改定にあたっての問題意識と今後の方向性 -

（1）タイへの現状認識と問題意識

（イ）現状認識

（a）中進国へ

タイは現在、「国際競争力強化」と「内需拡大、草の根経済の底上げ」の2つの目的を等しく掲げる「車の両輪」政策（デュアル・トラック政策（dual track policy））を始め、多くの積極的な取組を実施し、様々な面で大きく変化している。経済的にも比較的高い成長率を維持し、近い将来、中進国入りする可能性が高い。

（b）援助国化と「パートナーシップ」

ODAについても、タイは、自らを「エマージング・ドナー（新興援助国）」と称し被援助国から援助国への移行を進めるとともに、従来のドナーに対しては、協力関係のあり方を「援助」から「パートナーシップ」に基づくものに移行することを求めている。

（c）地政学的重要性の高まり

タイは、ASEANの枠組み内だけでなく、南アジアも含めた近隣諸国さらにはアジア全体に対して様々な外交的イニシアティブを打ち出すなど、近年地域における存在感を強めている。我が国との関係も様々なレベルにおいて一層緊密化する傾向にあり、我が国にとっての重要性はさらに増大している。

（ロ）問題意識

現在のタイは、「途上国から中進国へ」あるいは「被援助国から援助国へ」と、多くの面で変化ないし発展してゆく過渡期にある。このように経済社会全般にわたり着実な成長を維持している中、タイは、自主的に開発課題に取り組んでおり、これらを解決していく能力が向上していると評価できる。こうした中で、我が国においては、一方では今後タイへの援助は不要であり中止していくべきとの見方があり、他方では都市と農村の格差、交通渋滞や水災害に代表的に示されるインフラの未整備等、実態としてはタイの経済社会は依然として途上国の水準にあり今後も協力が必要との見方があるなど、様々な考え方が存在しており、我が国としての協力方針を整理する必要がある。旧対タイ国別援助計画は、経済危機からの回復過程にある2000年3月に策定されたものであるため、近年のタイを巡る状況の変化を踏まえてこれを見直し、新しい協力方針を示すものとして、表題も新たに「対タイ経済協力計画」をここに策定する。

(2) 対タイ協力の方向性

(イ) 協力の基本姿勢 —新しい協力関係の構築と多様な協力主体との連携—

タイの発展や様々な変化に鑑み、またタイの強いオーナーシップを評価し、今後の対タイ協力にあたっては、「経済協力のための新しいパートナーシップ」に基づく新しい協力関係を構築してゆくこととする。非対称な財の移転を伴うODAにおける「新しいパートナーシップ」とは、「対話重視」、「相互利益」等に特徴づけられるものとする。

また、タイにおいては、民間企業、NGO、大学等の非政府部門の活動が充実していることから、これらとの連携を積極的に推進する。

(ロ) 協力分野

(a) タイに対する二国間協力

今後の対タイ二国間協力は、タイの主体的能力の向上を踏まえ、その内容を質的に変化させていくこととする。具体的には、援助手法ごとに以下の分野に協力する。

技術協力

中進国へと成長を続けるタイの発展段階に応じた分野に対して協力する。具体的には「持続的成長のための競争力強化」「社会の成熟化に伴う問題への対応」について協力を行うこととする。また、人間の安全保障の視点から重要な問題のうち、他国との共通課題として対応が必要なものについては、技術協力を実施する。

円借款

タイ政府の対外借入抑制策により、2003年以降、継続案件(第2バンコク国際空港建設事業)の要請のみがなされる状況にあり、事実上、大規模な円借款を通じた二国間協力は収束に向かいつつあるといえる。再度タイから新規案件の要請がなされた場合には、その時点でのタイの経済・財政状況を踏まえつつ、また、タイには存在しない高度な技術や我が国の経験・知見を要するものかという点も十分検討した上で、必要な協力を行う。

草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO支援無償資金協力、草の根技術協力等

貧困削減のための地域社会の能力強化、障害者支援、少数民族支援、人身取引問題対策といった人間の安全保障の視点から重要な問題については、これら援助手法を通じ、より積極的に協力を行う。この分野においては、すでにタイ政府が国として積極的に取り組んでいることや、タイにおける国内外のNGO等の幅広い活動に鑑み、上記に記したものを除き、基本的に非政府部門への支援及びボランティア事業を通じた協力とする。

なお、対タイ二国間協力の規模は、近年すでに縮小し、今後の方向性としても、さ

らなるタイの発展に伴い漸減していく傾向にあると見込まれる。その一方で、広域の自然災害や経済危機といった重大な状況が発生した場合、あるいは我が国の技術と経験を特に必要とするような協力の需要が高まる場合等においては、我が国として積極的かつ迅速な協力をを行う。このため、中進国化しつつあるタイに対する協力規模は、漸減傾向の中でも、状況に応じた増減があるものになる。

(b) 第三国に対する共同支援

地域におけるタイの重要性とタイの援助国化の動きを踏まえ、二国間協力に限定することなく、タイとともに行う広域協力を積極的に推進する。具体的には、タイ側のイニシアティブも尊重しつつ、「メコン地域開発」「アジア・アフリカ協力」「紛争終結国の復興支援」を中心に共同協力を推進する。

これらの共同協力には、従来のタイへの支援を通じた第三国への支援だけでなく、第三国への直接支援において、タイとパートナーを組み、日タイが適切な役割分担を行った上でともに支援するような取組も含まれる。また、援助国化を志向するタイとの共同協力をよりダイナミックに展開するために、従来型の協力形態にとらわれず、今後新たな枠組みを検討していく。

(以下、略)

(出所) 外務省

対インドネシア国別援助計画（平成 16 年 11 月）（抄）

1. 理念・目的

(1) 我が国の平和と繁栄は、東アジアの政治的安定と経済的発展なくしては成り立ち得ない。東アジアは、政治面では、依然として数々の不安定要因、地域紛争を抱えており、また、経済面では、経済規模、経済発展段階の異なる国々が 90 年代の経済危機、経済停滞を克服し、新たなダイナミズムを模索しつつある。現在、我が国経済は東アジアの経済ネットワークに組み込まれており、東アジアの経済ダイナミズムを促進することは、即ち我が国の経済発展に資するものである。

(2) 東アジア経済圏の中で、経済危機から立ち直りつつある A S E A N 諸国は、自らの国造り、社会造りを進めるとともに、A S E A N として経済・社会、政治・安全保障等の広範な分野で地域的統合を順次進めつつある。また、東アジアの他の国々との関係強化を目指している。我が国としてこれまで以上に A S E A N との関係を強化し、A S E A N との共存共栄を推進していくことは、我が国対アジア外交の基本である。

(3) このような中で、インドネシアは国土、人口、資源等のいずれの面からも A S E A N 最大の国であり、また A S E A N の中核を担う国である。更に世界最大のイスラム人口を抱える国であり、マラッカ海峡を始めとする国際航海上重要な海上交通路を擁する。インドネシアの政治的安定と経済的発展は東アジア全体の平和と繁栄に不可欠であり、同国の安定とバランスの取れた発展を支援することは、我が国を含むこの地域全体にとり極めて重要である。

(4) これらに加えて、インドネシアは、この地域における我が国の政治・経済両面における重要なパートナーである。我が国とは幅広い国民レベルでの長きに亘る友好関係を有している。また、両国は、貿易・投資等の面で密接な相互依存関係を有している。即ち、インドネシアは我が国にとり、エネルギーを中心とする重要な天然資源供給源であり、同時に、重要な市場・製造拠点でもある。このような点からも、インドネシアの経済的発展を支援することは我が国にとり意義のあることである。

2. インドネシアの開発に関わる状況（経済社会開発の現況と見通し）（略）

3. インドネシアの開発課題（略）

4. 我が国援助の方向性

(1) 我が国援助の主要課題

通貨危機以降、我が国は緊急支援型の援助、即ち前述の短期的課題に対する援助を重点的に実施してきたが、その後、マクロ経済の安定と共に、中期的課題及び長期的

課題のための援助に重点をシフトしてきている。我が国として、当面、重点とすべきは、インドネシア側のオーナーシップ確立を念頭に置いた「民間主導の持続的な成長」を実現するための支援である。他の援助国・国際機関の支援が、直接貧困削減を対象とする支援、ガバナンス改革支援が中心となっている中で、我が国が貧困削減実現のための必要条件である「民間主導の持続的な成長」に焦点を当てて支援を行うことは極めて重要である。同時に、より長期的な視野に立って「民主的で公正な社会造り」のための支援を着実にやっていくこと、さらに、このような経済成長、社会造りの前提となる「平和と安定」のための支援を行うことが必要である。

(2) 対インドネシア援助の重点分野

上述のとおり、我が国としては、「民間主導の持続的な成長」、「民主的で公正な社会造り」、「平和と安定」のための支援の三分野を重点分野とし（「三つの柱」）、インドネシア政府の自助努力に対し、我が国としてもできる限りの支援を行っていく。我が国にとっての対インドネシア援助の持つ意義（「1. 理念・目的」参照）及び援助規模にふさわしい我が国の外交的・経済的プレゼンスを維持することに鑑み、「三つの柱」の下、下記のとおり、広い範囲のセクターを対象として援助を展開していくが、その際、インドネシアの開発にとっての意義、我が国として支援する意義、他の援助国・国際機関の対応、我が国の支援能力、「人間の安全保障」などの観点から、それぞれのセクターの下で、「選択と集中」の原則に則り、我が国が重視すべきものを絞り、これを重点事項とする。

(イ) 「民間主導の持続的な成長」実現のための支援

財政の持続可能性の確保、投資環境改善のための経済インフラ整備、裾野産業・中小企業振興、経済諸制度整備、金融セクター改革等

(ロ) 「民主的で公正な社会造り」のための支援

貧困削減（農漁村開発による雇用機会の創出及び所得・福祉の向上、教育及び保健・医療などの公共サービスの向上等）、ガバナンス改革（司法改革・警察改革、地方分権支援等）、環境保全・防災等

(ハ) 「平和と安定」のための支援

アチェ、マルク、パプア等の平和構築・復興支援、治安確保（テロ対策、海賊対策・海上保安体制の強化）等

(3) 各援助形態の効果的活用及び連携の強化

これらの主要課題の実現に向けて我が国ODAを効率的かつ効果的に活用する必要があり、インドネシアの支援ニーズ及び援助形態毎（有償資金協力、無償資金協力、技術協力）の特徴を活かし、最適な援助形態を組み合わせ対応する。そのためには

援助形態毎の重点分野や開発課題・プログラムについて、各援助形態間の連携が極めて重要である。また、効率的・効果的な援助を実施する上では、インドネシア政府による適切なマクロ政策、セクター政策形成が重要であり、これらを踏まえて援助ニーズを確認し、弾力的・機動的に援助を供与していく必要がある。援助形態毎の留意点は次の通り。

- (イ) 円借款（有償資金協力）は、これまで我が国の対インドネシア援助において極めて重要な役割を果たしてきており、経済インフラ、保健、教育、人材育成まで幅広い分野を対象としてきた。今後は、前述「三つの柱」の「民間主導の持続的な成長」実現に資する支援を念頭に置き、技術協力等、他の援助形態とも有機的に連携しつつ、投資環境改善のための経済インフラ整備（電力、道路、港湾、空港、鉄道等）を重点分野とし、支援を行っていく。
- (ロ) 無償資金協力は、アジア通貨危機後、一般プロジェクト無償とともに、即効性のある緊急無償、ノン・プロジェクト無償等を実施することにより、インドネシア経済の危機回避に大きく貢献してきた。今後は、前述「三つの柱」の「民主的で公正な社会造り」及び「平和と安定」に資する支援を念頭に置き、貧困削減に関わる保健、教育、農漁村開発並びにガバナンス強化、平和構築等を中心に協力する。
- (ハ) 技術協力は、これまで人材育成から政策支援まで相当幅広い分野で実施されてきている。今後は、前述「三つの柱」の下、重点事項を念頭に置きつつ、人材育成では政治・経済分野において日本・インドネシア両国間の橋渡しとなり得る知日派リーダーや政策形成を担う人材、産業を担う人材、地方人材等の育成に重点を置くと共に、政策支援では引き続き幅広い分野での支援を行っていく。特に、司法改革、警察改革等のガバナンス分野で一層積極的な支援の可能性を探求する。

(4) ニーズに適した援助手法

インドネシアに於いて変化する援助ニーズを適切にくみあげつつ最適な援助手法を検討し、援助形態の効果的活用により柔軟に対応する。特に各援助形態間の連携に努力を要する。具体的には、第一に、各分野に於いてニーズ調査、政策策定、計画造り、制度造り、人材育成までを含む包括的なアプローチが重要であり、援助の「プログラム化」（単発のプロジェクトとして実施するのではなく、その分野に於いて政策策定、計画造り、プロジェクト選定、制度造り、人材育成までを含むものをプログラムとして定義）を進めるべきである。例えば、経済インフラの整備に関する支援においてはハードの支援のみではなくセクター改革を伴うパッケージでの支援を進め、また、地方政府の保健・医療、教育等の公共サービス向上への支援においては、中央及

び地方政府が適切にその機能を発揮するよう、中央政府から地方政府まで含めた包括的なセクター支援を推進する。第二に、地方分権の下で殆どの公共サービスが地方政府の責任とされているところ、地方政府を直接ターゲットとした支援を行うべきである。その際、成功事例の普及を念頭に置いた「モデル地域化」を進める。また、個別プロジェクトがその分野のガバナンスの強化に繋がる形で実施されることが望ましく、この様な観点から技術協力を十分活用する。

(5) 政策協議の一層の強化

具体的案件の形成、選択においては、我が国の経験、優れた技術・知見を活用しつつ、政策協議による援助需要の確認作業を通じて、援助ニーズに最適に応える案件を積極的に形成・提案していく。例えば、円借款においては、経済インフラ整備のために、我が国の開発調査、現地日本企業の知見等を活用することも有益である。

5. 援助実施における留意点

(1) パートナーシップの重視

- (イ) インドネシア政府との政策対話 (略)
- (ロ) 他の援助国・国際機関との協力・連携 (略)
- (ハ) 民間経済関係者との連携 (略)
- (ニ) NGO・市民社会との連携 (略)

(2) 実施・管理の強化及び実施の促進

- (イ) 案件実施体制 (略)
- (ロ) 地方分権への対応 (略)
- (ハ) 透明かつ適正な事業の実施 (略)
- (ニ) 環境社会面及びジェンダーへの配慮 (略)
- (ホ) モニタリング・評価の強化 (略)
- (ヘ) 広報の強化 (略)

(出所) 外務省

対ウズベキスタン・カザフスタン国別援助計画（中間報告）

1．中央アジアに対する基本認識

- (1) 中央アジアは、地政学上、ロシア、中国といった大国に囲まれ、中東、アフガニスタン、パキスタン等周辺の不安定な地域情勢の影響を受けやすい。特に、9.11事件以降、同地域を巡っては、米軍の駐留やロシア、中国の動きなど戦略環境に大きな変化がみられる。中央アジア地域の平和と安定は、我が国をはじめユーラシア大陸全体、ひいては国際社会の安定と繁栄にとって極めて重要である。
- (2) 中央アジア地域からの石油・天然ガスの安定供給は、国際エネルギー市場の安定に寄与する。中国、インド等アジアのエネルギー需要増大が見込まれる中、それに見合う供給源の多様化を図る上でも同地域からのエネルギーの安定供給は重要である。
- (3) 中央アジア諸国は、独立当初から、政治的・経済的困難に直面しながらも民主化・市場経済化を推進してきたが、独立後 14 年を経過した現在、それぞれの国において政治・経済両面における多様化が進行しており、特に経済面ではエネルギー資源の有無により経済格差が増大する傾向にある。他方で中央アジア諸国は、テロ、麻薬、輸送、水・エネルギー資源の有効利用、貿易、環境保全など各国個別の取り組みでは解決困難な地域共通の課題を抱えており、これまでも域内協力促進に向けた取り組みに着手してきた。しかしながら、各国をとりまく政治、経済、社会的諸条件や個々の政府の戦略の違いなど様々な要因により、域内協力は限定的なものにとどまっている。中央アジアの平和と安定及び潜在的に可能な経済的発展による繁栄の実現のためには、これら地域共通の課題を克服し、また、域内の経済統合を実現し、経済的に魅力のある規模の「共同市場」を形成し、地域諸国が一体となって国際経済への統合を進めることが極めて重要である。
- (4) かかる認識の下、2004 年 8 月に川口外務大臣（当時）が中央アジアを訪問し、（イ）中央アジア各国との二国間関係を引き続き増進し、緊密化する努力を一層強化すること、（ロ）中央アジア諸国の更なる発展のために域内協力を促進すること等を目的に中央アジア地域全体との対話を進めること等を目的に、「中央、アジア+日本」対話を立ち上げ、この二つの柱からなる日本の新たな対中央アジア政策を表明し、中央アジア各国からも強い支持が表明された。

2．開発課題

（略）

3. 重点分野

ウズベキスタン	カザフスタン
(イ) 市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援 (市場経済化の取り組み自体の支援、WTO加盟の支援) (ロ) 社会セクターの再構築支援(農村開発、教育、保健医療、環境) (ハ) 経済インフラの更新・整備(運輸、エネルギー) (ニ) 地域内協力の促進	(イ) 持続的経済成長のための政策策定・制度整備・人材育成 (ロ) 運営・管理体制も含めた経済・社会インフラの整備 (ハ) 環境保全及び地方部の格差是正のための農村開発及び保健医療支援 (ニ) 地域内協力の促進

東京タスクフォースにて現在検討中の重点分野

(1) ウズベキスタン

- (イ) 自由化・民営化や自由競争の導入は様々な社会的痛みを伴うものであり、時間をかけて実施するという漸進主義は一定の合理性を持つが、漸進主義が長く続くと既得権益の利害構造ができあがり更なる改革が困難になる。したがって、改革の期限を設定した上で、段階的改革を断行することが求められ、こうした市場経済化に向けた官民の取り組みを支援していくことが重要である。
- (ロ) ウズベキスタンは経済構造改革の一環として、金融・銀行システム、為替制度、貿易管理部門(加盟に向けての国内法整備、人材の育成、中小企業WTO)振興(国際金融機関のクレジットラインを含む商業銀行による融資、外貨強制交換制度の適用免除等)に取り組む姿勢である。しかしながら、抜本的な改革の実現には至っておらず、政府による統制が若干緩和される程度に止まっているのが現実であり、ウズベキスタンの改革の実現やダイナミックな経済成長を促す貿易の発展のためにも、国際ルールに則った国際経済関係の構築は有効である。WTO加盟はそうした意義を持つことから、金融・銀行システム改善、民商法改革及び経済改革の側面支援をはじめ政府の加盟努力を多面的に支援し、加盟後のWTO体制に順応できる経済貿易体制の整備についても支援していく。また、貧困層の保護、支援のためにBHNを中心に社会セクター(農村開発、教育、保健医療、環境)の再構築を支援していくとともに、経済成長を促進するため経済インフラの更新・整備を支援していく。

(2) カザフスタン

- (イ) 持続的経済発展を実現するためには、資源依存経済からの脱却と産業構造の多角化が不可欠であり、また、農業の発展や製造業分野における起業活動と中小企業の発展が課題となる。さらに地方において、貧困格差の是正を目指し、雇用の創出を促進し、環境、保健医療を改善するとともに、国民の各層において経済発展に伴う富を公平に分配する必要がある。
- (ロ) したがって、我が国は、カザフスタンの地方産業や中小企業を念頭において、持続的経済成長のための制度整備及び人材育成を支援する。これには、教育面での人材育成が不可欠である。また、カザフスタンの民主化支援を含めて公的セクターの運営・管理体制を含めた経済・社会インフラの整備を支援する。さらに、貧困削減を目的とした地方に重点を置いた農村開発、環境及び保健医療を支援する。

(出所) 第24回ODA総合戦略会議資料

国別援助計画（ケニア）概要（平成12年8月）

1. 最近の政治・経済・社会情勢

91年以降民主化に資する改革が慎重に進行されている。経済構造改革も一定の成果。人口増加と貧困層の増大、エイズの蔓延などが問題。

2. 開発上の課題

「国民の生活水準向上及び持続的な開発のための急速な工業化」が主要課題。年平均6%程度の経済成長を目指す。開発上の主要課題は、(A) 貧困層に裨益する経済・社会開発、(B) 政府の効率改善、(C) 汚職の追放、(D) 民間投資家の信頼回復

3. 我が国の対ケニア援助政策

(1) 対ケニア援助の意義

ケニアは東アフリカにおける政治・外交上の安定勢力として、アフリカにおける有力国を多く抱える域内に大きな影響力を有し、我が国による継続的な外交・援助努力の成果も相まって親日的感情も強く、我が国対東アフリカ外交上の拠点である。また、ケニアに対する我が国の援助は効果的に実施されており、我が国のサハラ以南のアフリカ諸国に対する援助のモデルともなりうる可能性がある。さらに、域内の交易拠点である同国への支援は域内全域への波及効果を有しており、アフリカにおける広域開発の推進との観点からも有益と考えられる。

(2) ODA大綱原則との関係

民主化・市場経済化の進行を背景に総じて望ましい方向に向かっている。

(3) 我が国援助の目指すべき方向

(イ) より一層、質に重点を置く援助を目指す。

(ロ) 国民生活の水準向上という観点からの協力の実施。

(ハ) 現在実施中の各事業についても、必要に応じ協力の内容と範囲を見直す。

(4) 重点分野・課題別援助方針

社会的弱者に直接裨益する「人材育成」、「農業開発」、「保健医療」を重視。

(イ) 人材育成

基礎教育の拡充、農業・中小工業分野等における高等・技術教育拡充、行政官の政策策定・実施能力向上に資する支援を検討。

(ロ) 農業開発

小規模農業の振興を中心に、生産性向上、灌漑技術の確立と施設のリハビリ・拡充、農民の組織化、流通システム改善、農業生産基盤の改善、研究協力及び技術普及に重点を置く。

(ハ) 経済インフラ整備

投資・輸出振興に向け経済インフラ整備（交通網、エネルギー支援開発、通信網など）を、環境へ配慮しつつ支援検討。また、住民生活に密着した緊急性の高いものも支援検討。

(ニ) 保健・医療

人口・エイズ問題を中心に、地方レベルへに焦点を充てた保健医療サービスとの有機的連携を十分図り、協力を検討。また安全な水へのアクセス向上に資する水質改善をも支援検討。

(ホ) 環境保全

生態系の保護、乾燥地拡大防止に資する森林の保護・造成、都市・産業排水や廃棄物による湖沼や河川の汚染に対し、上下水道整備、都市衛生環境の整備等の支援検討。

(5) 援助実施上の留意点

(A) 援助受入体制強化、(B) NGO、他援助国、国際機関との連携、(C) 南南協力推進、(D) 債務管理能力の向上

(出所) 外務省

「海外経済協力に関する検討会」報告書の概要（平成18年2月28日）

序

- 1 「政策金融改革の基本方針」
- 2 検討会における議論の過程
- 3 「海外経済協力」という用語について
 - ・ODAのみならずOOF、OOFに関連する民間資金の活用も含めた広い概念。

第1 基本的視点（検討の前提となる国際情勢）

1 我が国を取り巻く国際情勢

- ・我が国の海外経済協力の成り立ち。日本モデルの経済協力の成果。中国、インド、ブラジル等新興途上国の台頭と我が国への影響。欧米援助国等の動向。ソフトパワーの重要性。グローバル化時代の我が国企業の競争力確保の必要性。

2 今、何のための海外経済協力が

- ・ODA（政府開発援助）と「開かれた国益」の関係。最も重要な外交手段のひとつとしてのODAの位置づけ。
- ・OOF（ODA以外の政府資金）の「呼び水効果」。資源・エネルギー確保と国際競争力確保、経済危機への戦略的対応の必要性。

3 ODAを中心とする海外経済協力を取り巻く状況

- ・ODA戦略に見られる問題点。ODA実施機関の問題点。
- ・援助協調、国民参加の推進の必要性。多国間援助も含めた政策の視点の重要性。国際金融等業務の戦略的活用の必要性。

第2 海外経済協力の政府内体制の在り方

1 海外経済協力の司令塔機能の強化

- ・海外経済協力をより戦略的、効果的に実行するため、「海外経済協力会議（仮称）」を内閣に設置し、海外経済協力の重要事項を機動的かつ実質的に審議。
- ・常設メンバーは、総理、官房長官、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣。（議題に応じその他の関係閣僚、実施機関の長等にも参加を求める。）
- ・審議事項は、ODA戦略の枠組み、主要途上国に対する海外経済協力の在り方、特定重要プロジェクトその他の海外経済協力に関する重要事項。
- ・実務の現状、外交政策等との関係を考慮し、外務省が、関係省庁との連携を深めつつ、引き続き、ODAに関する調整の中核の任に当たる。

- ・「小さな政府」の観点から、新たな行政庁を設けることは適切ではない。
- ・「司令塔」の機動的、戦略的な運営のために必要な少数精鋭の事務体制を内閣官房に整備すべき。
- ・海外経済協力に関心と知見を有する国民の声を反映させる方策も検討すべき。
- ・相手国との関係等を考慮し、審議内容は原則的に非公表が適切。

2 海外経済協力の実施段階における関係機関の連携強化

- ・我が国の産官学が有する優れた技術・ノウハウ、人材等を最大限活用。
- ・関係省庁及び実施機関における情報共有・人事交流等を通じた連携の強化。

第3 海外経済協力の実施機関の在り方

1 我が国海外経済協力の実施機関が果たしている機能

- ・ODAの各機能（円借款、技術協力、無償資金協力）は相互に補完しあいながら重要な役割を果たしており、維持・強化されるべき。
- ・OOFの機能は、海外資源や国際競争力確保、通貨危機対応については維持。

2 我が国海外経済協力の実施機関に関する評価

- ・援助の効率的実施、「顔の見える援助」の観点から、ODAを一元的に実施すれば、スキーム間連携の強化等を通じて、援助効果の向上が期待できる。
- ・その場合、JBICが一体であったことにより得られた連携機能を引き続き活かすような工夫が重要。

3 我が国海外経済協力の実施機関の改編

- ・円借款、技術協力、無償資金協力の連携をさらに強化するため、JICAが一元的に実施。JICAのブランドは維持・強化。具体的には、JBICの円借款部門をJICAと統合するとともに、無償資金協力については、JICAを実施主体と位置付け、必要な体制を整備すべき。
- ・なお、無償資金協力のうち、機動的に実施すべきもの等は外務省が引き続き自ら実施。
- ・技術協力は関係省庁が相互に連絡を密にし、情報共有・連携を強化。
- ・円借款は現在の各省協議・連携体制を維持し、債務の償還確実性や財務の健全性、通商・経済上の観点等が確保される体制とすべき。
- ・職員の専門的能力が十分発揮できるような配慮が必要。
- ・JBICの国際金融等部門は、新政策金融機関に統合。JBICのブランド維持、新政策金融機関の国際部門の一定の組織的独立性、国際部門の長の対外的な位置づけを含めたJBICの現在のステータスを活用できる体制、連絡協議会の設置等円借款部門との有機的な連携の維持などに配慮して制度設計を検討すべき。

海外経済協力に関する政府内体制の在り方について

総理主導の下、内閣府としての司令塔的な機能を強化するために閣僚レベルの会議（「海外経済協力会議（仮称）」）を新設。



（注）その他、議題に応じ随時、特定分野に係る閣僚等も参加。

海外経済協力に関する実施機関の在り方について

現状



見直し案

円借款、技術協力、無償資金協力は「新JICA」に統合。
国際金融は「新政策金融機関」に統合。



配慮が必要な事項

1. 新機関に統合される国際金融機能の維持
2. 新機関の国際金融業務と新JICAの円借款業務との十分な連携
3. 新JICAにおける円借款業務の位置づけ